

# 計量法における商品量目制度Q&A集

令和元年5月

経済産業省産業技術環境局  
計量行政室

## はじめに

このQ&A集における用語の定義は、次のとおりです。

- ・「法」：計量法（平成4年法律第51号）
- ・「政令」：特定商品の販売に係る計量に関する政令（平成5年政令第249号）
- ・「省令」：特定商品の販売に係る計量に関する省令（平成5年通商産業省令第37号）
- ・「法令解釈運用」：『計量法関係法令の解釈運用等について』（計量行政室）

計量法における商品量目制度Q&A集 改正履歴

年月	理由、内容
平成 30 年 4 月	初版公表
平成 30 年 11 月	改正（誤記の訂正、表現の適正化 等）
令和元年 5 月	改正（Q&Aの追加、誤記の訂正、表現の適正化 等）

計量法における商品量目制度Q&A集  
目次

I. 制度全般に関するQ&A

【全般－1】食品の製造・販売を行っているが、材料を量るための計量器は、定期検査を受ける必要があるのか。-----	11
【全般－2】「取引」及び「証明」の定義とはどのようなものか。-----	11
【全般－3】-----	12
1. 特定商品にはどのような種類があるのか。-----	12
2. 特定商品を選定したときの選定基準を知りたい。-----	12
3. 水産物漬物と農産物漬物（丸もの）にかかる義務が異なる理由は何か。-----	12
【全般－4】法第12条第1項の政令で定める特定商品（政令第1条特定商品）を販売する者には、どのような義務が課せられるのか。-----	14
【全般－5】法第13条第1項の政令で定める特定商品（政令第5条特定商品）を販売する者には、どのような義務が課せられるのか。-----	16
【全般－6】特定商品以外の商品（非特定商品）を販売するとき、計量法の義務は課せられるのか。-----	18
【全般－7】販売促進のための物品の無償提供や物々交換のために、法定計量単位により計量をする者には、計量法の義務（法第10条～第14条関係）は課せられるのか。-----	19
【全般－8】-----	19
1. 法第12条第1項に「特定商品をその特定物象量を法定計量単位により示して販売するときは」と規定されているが、特定商品であっても特定物象量を示さないで販売することは可能か。-----	19
2. 法第11条の「長さ、質量又は体積の計量をして販売するのに適する商品」とは具体的にどのような商品をいうのか。-----	19
【全般－9】-----	20
1. 特定商品について表示量よりも実際の内容量が多い場合の量目公差はあるのか。-----	20
2. 特定商品について量目公差が定められている上限（政令別表1第4欄）より表示量が多い場合、量目公差の定めはあるのか。-----	20
3. 特定商品以外の商品について、量目公差の定めはあるのか。-----	20
【全般－10】特定商品について、量目公差が定められている量目の下限（5グラム。政令別表第2）より表示量が少ない場合、計量の許容誤差の定めはあるのか。-----	22
【全般－11】密封販売される政令第5条特定商品について、量目公差が定められている量目の下限（5グラム。政令別表第2）より表示量が少ない場合、又は量目公差が定められている量目の上限（政令別表第1第4欄）より表示量が多い場合に、法第13条の表記義務は課せられるのか。-----	22
【全般－12】法第10条の正確計量の基準（経済産業省計量行政ホームページにて公表	

されている基準)を超えたときは、同条第2項の「適正な計量の実施の確保に著しい支障を生じていると認めるとき」に該当するものとして勧告の対象となるのか。

- 22
- 【全般-13】業者間取引の場合に、業者間の取決めを優先して、法第10条～第14条の義務を免れることは可能か。----- 23
- 【全般-14】政令別表第1の第14号はちみつ、第18号食用植物油の特定物象量として「質量」と規定され、また、第19号ソース、めん類等のつゆ、焼肉等のたれ及びスープ、第23号飲料(アルコールを含まないもの)などの液体商品の特定物象量として「質量」又は「体積」と規定されているのはなぜか。----- 23
- 【全般-15】パフェ形状のアイスクリームを密封販売する場合、質量表記とすることは可能か(公正競争規約上、カップ入りアイスクリームは体積表示でなければならないとされている)。----- 23
- 【全般-16】量目公差は、同一商品群の平均値が量目公差内であれば違法でない、という考えか。----- 23
- 【全般-17】政令別表第1に、特定物象量が「質量又は体積」、量目公差(別表第2の表)が「表(1)又は表(3)」と規定されている品目について、特定物象量は質量・体積のどちらでもよい、という意味か。----- 24
- 【全般-18】二重包装の特定商品について、量目公差の適用範囲は、内容総量にかかるのか、それぞれの個包装にかかるのか。----- 24
- 【全般-19】量目公差は、なぜ百分率(パーセント)と絶対量(グラム等)で定められているのか。----- 25
- 【全般-20】法第13条、第14条の「密封」の定義とはどのようなものか。----- 26
- 【全般-21】----- 27
1. ダンボール箱の開口部にテープで封をしたものは、計量法の「密封」に該当する  
のか。----- 27
  2. パレットにシールを巻いたものは「密封」に該当するのか。----- 27
  3. 事業者間取引用の商品のダンボール外箱に内容量表記は必要か。----- 27
  4. 以下の商品は「密封」に該当するか。----- 27
- 【全般-22】----- 28
- 冷凍食品や冷凍品の氷衣は内容量に含まれるのか。含まない場合、具体的にどのような計量すればよいか。----- 28
- 【全般-23】----- 31
1. 離水のある商品は、液汁を内容量に含めるべきか、あるいは液汁は内容量から除くべきか。----- 31
  2. 製品由来の液体(肉・魚等の「ドリップ」と呼ばれているもの)を内容量に含めるべきか、除くべきか。----- 31
  3. (野菜等を)茹でた商品等(缶詰・瓶詰以外)から染み出る水分を内容量に含めるべきか、除くべきか。----- 31
  4. 液体・水分を除いて計量する方法は具体的にどのようにすればよいか。----- 31
- 【全般-24】----- 32
1. 肉に刺した串や二重包装の内袋(個包装)の重量は、内容量に含めてよいか。32
  2. 清涼飲料水について、消費者の購買意欲を高めるために入れた梅の実は、計量に

含めるべきか、除くべきか。-----	32
【全般-25】-----	32
1. 枝付きの干しぶどうについて、枝は食することができないが、内容量に含めてよいか。-----	32
2. 骨付き肉の内容量表記はどのように行うのか。骨は内容量に含めてよいか（はじめから骨が付いている場合と、骨に肉を巻いて製造する場合がある）。-----	32
【全般-26】-----	33
1. 「添え物」とはどのようなものか。添え物が含まれる商品の内容量表記はどのようにすればよいか。-----	33
2. そば等に添付されている「つゆ」について、内容量表記が必要か-----	33
【全般-27】水分の蒸発等による自然減量のある商品について、量目公差（特定商品の場合）や正確計量の基準（特定商品以外の商品の場合）を守るべきはいつ時点か（製造時か、販売時か、賞味期限か）。-----	33
【全般-28】-----	34
1. 事業者間取引において、商品の流通時に包装中の一部の商品の品質が取引先の要求を満たさなくなった場合に、当該商品を除外した内容量表示に修正することについて、計量法上の問題はないか。-----	34
2. 表示量の修正方法について決まりはあるのか。-----	34
【全般-29】法第10条～第14条の義務に関して、責任を負うのは製造者か、販売者か。-----	34
【全般-30】-----	34
商品の内容量として「約○g」や「標準○g」などと表示して販売できるのか。また、「約○g」や「標準○g」などと表示した場合に、量目公差や正確計量の基準（目安）を守らなければならないのか。-----	34
【全般-31】-----	35
1. 海外で計量・表示した商品を輸入販売する場合、海外に検定はかりを持参して計量する必要があるのか。あるいは国内で計量し直すのか。-----	35
2. 個人輸入の場合（海外から商品を輸入し、国内販売せずに個人で消費する場合）、また、その輸入品を国内の他者に無償提供する場合、計量法第10条～第14条の規制はかかるのか。-----	35
3. 輸出する特定商品についても、法13条第1項は適用されるのか。-----	35
【全般-32】法第13条第3項に基づく「表記する者の氏名又は名称及び住所」の付記は、製造工場のもつべきか、あるいは本社のもつべきか。（商品の製造や表示を外注している場合も同様）-----	36
【全般-33】-----	36
1. 「g」と「kg」の使い分けについて、決まりはあるのか。-----	36
2. 「12000 g」と表記することに問題はないか（「12 kg」と表記すべきか）。-----	36
【全般-34】例えば「50 g・100 g」と印字されたラベルに、計量結果として該当するグラム数に○を付けるような表記方法について、計量法の問題はあるのか。-----	36
【全般-35】商品の計量に使用するはかりについて、どのような目量のはかりを使用するのが適切か、決まりはあるのか。-----	36
【全般-36】レトルトパウチ食品の表記は、食品を容器に詰めて密封する前の計量結	

果を表記すべきか、あるいは密封した後の計量結果を表記すべきか。 -----	37
<b>【全般-37】</b> -----	37
1. 業者間取引の商品(米菓子(1個3g未満)400~500g。非密封。)に、顧客から「合」 で表記するよう要求があった。計量法上問題ないか。 -----	37
2. 商品の内容量を「俵」や「Bale」といった単位で表示し、販売することは可能か。 -----	37
3. 「1/2 個」、「ハーフカット」、「1包装」、「1P」、「一盛」などの表記は問題ないか。 -----	37
4. 法第12条第1項に「法定計量単位により示して販売するときは」とあるが、特定 商品を法定計量単位以外の単位で示して販売することは可能か。 -----	37
<b>【全般-38】</b> 内容量18g×5Pの包装品48個をダンボール箱に詰めて計量すると、内容 総量は4.32kgとなる。ダンボール箱に表記する内容量は、小数点第何位までの数値 を記載する必要があるのか。 -----	38
<b>【全般-39】</b> 計量した特定物象量を表示する際、数字の丸め方(小数点以下の扱い) にルールはあるのか。 -----	38
<b>【全般-40】</b> -----	38
1. グラムの記号について、大文字「G」で表記することに問題はあるか。また、フ ォントに決まりはあるか。 -----	38
2. 体積のリットル記号として、筆記体(斜体)の「ℓ」で表記するのは計量法違反か。 -----	38
<b>【全般-41】</b> -----	39
1. 表記方法として「○g(□個入り)」と「□個入り(○g)」はどちらがよいか。 -----	39
2. 「○g」と「○ml」を併記することは可能か。 -----	39
<b>【全般-42】</b> -----	40
1. 法第13条の特定商品に該当する同種の個包装商品を外箱に複数詰めたもの(個包 装集合体)について、内容量表記はどのように行うのか。 -----	40
2. 1個当たりの量が△gの商品(同種商品)を外装に□個入れた商品について、そ の外装に「○g(△g×□個)」と表示する場合に、量目公差遵守義務や正確計量の 努力義務の対象となるのは、全体量○gか、あるいは1個当たりの量△gか。 -	40
<b>【全般-43】</b> 異なる種類の商品を一つに包装した(外装に詰め合わせた)商品にはど のような計量法上の義務がかかるのか。内容量表記はどのようにすればよいか。 -----	41
<b>【全般-44】</b> インターネット広告やカタログに記載される商品の特定物象量について、 計量法の規制対象となるのか。 -----	42

## II. 商品分類に関するQ&A

**【分類-1】** 特定商品分類表(このQ&A集の**【参考-2】**)に記載されている「○○  
冷凍食品」という名称の品目(具体的には第5号(3)野菜冷凍食品、第6号(2)  
果実冷凍食品、第13号鳥獣肉冷凍食品、第16号(2)水産物冷凍食品、第17号海

藻類冷凍食品及び第 21 号 (2) 調理冷凍食品) について、いずれも法令解釈運用 B	
1 (3) ①に記載されている冷凍食品の定義が当てはまるのか。 -----	43
【分類-2】もみ や玄米は特定商品に該当するのか。 -----	43
【分類-3】豆類の未成熟のものは、政令別表第 1 第 2 号「豆類」の「(1) 加工して	
いないもの」に該当するのか。あるいは同表第 5 号「野菜」の「(1) 生鮮のもの及	
び冷蔵したもの」に該当するのか。 -----	44
【分類-4】野菜をカット又はスライスしたものは、政令別表第 1 第 5 号「野菜」の	
「(1) 生鮮のもの及び冷蔵したもの」に該当するのか。あるいは、同号の「(4)	
(2) 又は (3) に掲げるもの以外の加工品」に該当するのか。 -----	44
【分類-5】青汁 (粉末、顆粒、錠剤、液状) を販売するとき、計量法ではどのよう	
な義務がかかるのか。 -----	45
【分類-6】野菜の浅漬けを販売するとき、計量法ではどのような義務がかかるのか。	
-----	45
【分類-7】甘酢しょうが漬け (しょうがを平切りにしたものを甘酢に漬けたもの)	
の含量表記はどのように行うのか。 -----	46
【分類-8】ザーサイを販売するとき、計量法ではどのような義務がかかるのか。	46
【分類-9】にんにくを高温・多湿の環境下で発酵・熟成させたもの (一般的に「黒	
にんにく」と呼ばれるもの) は、特定商品に該当するのか。 -----	46
【分類-10】えごまの葉、あわ、ひえ を販売するとき、計量法ではどのような義務が	
かかるのか。 -----	47
【分類-11】柿の葉 (摘み取って包装したもの。主にお茶用。) を販売するとき、計量	
法ではどのような義務がかかるのか。 -----	47
【分類-12】こんにゃくは特定商品に該当するのか。 -----	47
【分類-13】梅酒うめ (酒に漬けた梅だけを包装・販売する場合) や干しうめ (うめ	
干しを乾燥・味付けした菓子) は、特定商品に該当するのか。 -----	48
【分類-14】リンゴのコンポート (カットしたリンゴを砂糖で煮たもの) は、特定商	
品に該当するのか。 -----	48
【分類-15】ハーブ茶、ドクダミ茶、薬草茶を販売するとき、計量法ではどのような	
義務がかかるのか。 -----	48
【分類-16】米粉めんを販売するとき、計量法ではどのような義務がかかるのか。	49
【分類-17】きりたんぽ や ちくわぶ を販売するとき、計量法ではどのような義務が	
かかるのか。 -----	49
【分類-18】政令別表第 1 第 12 号「菓子類」とは、具体的にどのような商品をいうの	
か。 -----	49
【分類-19】栄養調整食品 (クッキーに似たもの。材料は、大豆粉、ビタミン、ミネ	
ラル、砂糖など。) は、特定商品に該当するのか。 -----	50
【分類-20】キャンデーの含量表記はどのように行うのか。 -----	50
【分類-21】キャンデーの周りにミント等のパウダーをまぶしたものは、1 個 3g 未満	
であれば表記義務がかかるのか。 -----	50
【分類-22】グミ (板状) を販売するとき、計量法ではどのような義務がかかるのか。	
-----	51
【分類-23】ライスバー (菓子) を販売するとき、計量法ではどのような義務がかか	



るのか。-----	51
【分類-24】 プラカップ入りプリン（ビニールの蓋で密封されたもの）を販売するとき、計量法ではどのような義務がかかるのか。-----	51
【分類-25】 牛肉のアキレス腱は、特定商品に該当するのか。-----	51
【分類-26】 豚足（ボイル、しょう油味付け）は、特定商品に該当するのか。---	52
【分類-27】 牛脂、鶏がらは、特定商品に該当するのか。-----	52
【分類-28】 食用植物油を主原料とするホイップクリームは、特定商品に該当するのか。-----	52
【分類-29】 珍味（さきいか）を販売するとき、計量法ではどのような義務がかかるのか。-----	52
【分類-30】 法令解釈運用B 1（3）冷凍食品の定義に規定されている「前処理」とは、具体的にどのような処理を意味するのか。カニの足をばらす場合も「前処理」に含まれるか。-----	53
【分類-31】 魚（にしん等）を単にしょう油に漬けたものを販売するとき、計量法ではどのような義務がかかるのか。-----	53
【分類-32】 あじの油漬（レトルトパウチによる包装がされたもの）を販売するとき、計量法ではどのような義務がかかるのか。-----	53
【分類-33】 あじの南蛮漬（あじを揚げたものの酢漬）を販売するとき、計量法ではどのような義務がかかるのか。-----	54
【分類-34】 特定商品分類表（このQ&A集の【参考-2】）の第16号（1）に記されている「えび類」とは、たいしょうえび 及び くるまえび だけをいうのか。-----	54
【分類-35】 子持ちこんぶを販売するとき、計量法ではどのような義務がかかるのか。-----	54
【分類-36】 冷凍わかめを販売するとき、計量法ではどのような義務がかかるのか。-----	55
【分類-37】 こんぶ巻を販売するとき、計量法ではどのような義務がかかるのか。また、こんぶの中の具材の有無やその品目に応じてかかる義務が変わるのか。---	55
【分類-38】 政令別表第1第18号の「うま味調味料」、「風味調味料」とは具体的にどのような商品をいうのか。-----	56
【分類-39】 -----	56
1. 政令別表第1第18号の「みそ」には、調味みそは含まれるのか。-----	56
2. 政令別表第1第18号の「みそ」には、即席みそ汁（具材が混合されたもの）、フリーズドライみそ汁（具材が混合されたもの）は含まれるのか。-----	56
【分類-40】 ごま油、やし油は、特定商品に該当するのか。-----	56
【分類-41】 食用のオリーブオイルやココナッツオイルを販売するとき、計量法ではどのような義務がかかるのか。-----	57
【分類-42】 しょつつる（魚しょう）は、特定商品に該当するのか。-----	57
【分類-43】 政令別表第1第19号の「ソース」とは、具体的にどのような商品をいうのか。-----	57
【分類-44】 次の商品は特定商品に該当するのか。-----	58
・ ぽん酢しょうゆ（柑橘類の果汁にしょう油やだし汁を加えた液体調味料）-----	58

・ 調味酢（食酢に食塩、糖類、調味料、だしなどを調合した液体調味料）	-----	58
・ 料理酒（食塩で不可飲処置を施された、飲用としては用いられない料理専用の日本酒）	-----	58
・ みりん風調味料（アルコール1%未満で糖類、アミノ酸、有機酸などを調合した液体調味料）	-----	58
【分類-45】 冷凍やきいもは、特定商品に該当するのか。	-----	58
【分類-46】 政令第5条第15号の「チルド食品」とは、どのような商品をいうのか。	-----	59
【分類-47】 透明なフィルムで真空パックしたものは、政令第5条第15号の「レトルトパウチ食品」に該当するのか。	-----	59
【分類-48】 弁当類（米飯類）の含量表記はどのように行うのか。	-----	59
【分類-49】 水産物づくだに は、特定商品に該当するのか。	-----	60
【分類-50】 果実飲料原料は、特定商品に該当するのか。	-----	60
【分類-51】 スポーツ前後等に飲用するゼリーは、特定商品に該当するのか。	---	60
【分類-52】 シロップは、特定商品に該当するのか。	-----	60
【分類-53】 家庭用洗濯糊剤は、特定商品に該当するのか。	-----	60
【分類-54】 粉末状、錠剤のサプリメント（健康食品、栄養補助食品、栄養機能食品）は特定商品に該当するのか。	-----	61
【分類-55】 結晶果糖は、特定商品に該当するのか。	-----	61
【分類-56】 肉や魚等をペット用として販売するとき、計量法ではどのような義務がかかるのか。	-----	61
【分類-57】 餃子の皮は、特定商品に該当するのか。	-----	61
【分類-58】 冷凍ゆで麺は、特定商品に該当するのか。	-----	61
【分類-59】 スープは【参考-2】特定商品分類表の様々なところに記載されている。スープの種類によって分類される品目が異なるのか。	-----	61
【分類-60】 ホールケーキ、ショートケーキ、クレープ等を冷凍した場合、【参考-2】特定商品分類表の第21（2）調理冷凍食品（密封販売時は質量の表記義務あり）に該当するのか、あるいは同表の第12号菓子類（表記義務なし）に該当するのか。	-----	62
【分類-61】	-----	62
1. 政令第5条第9号（5）「細工ものを除く」の「細工もの」とは、どのような商品を意味するのか。	-----	62
2. チョコレートの表面に生姜等のパウダーが付いたもの、チョコレートに果実等の粉を混ぜたものは、密封販売時に表記義務がかかるのか。	-----	62
【分類-62】 政令別表第1第21号の調理食品とは、具体的にどのような商品をいうのか。	-----	63
【分類-63】	-----	63
1. 調理パンは、第21号調理食品に該当するのか。	-----	63
2. 食パン、菓子パン、イーストドーナツなどは、特定商品か。	-----	63
【分類-64】 食品添加物は、特定商品に分類されるのか。	-----	63

### III. 參考資料

【參考－1】量目公差表（政令別表第2）	-----	64
【參考－2】特定商品分類表	-----	65

## I. 制度全般に関するQ&A

**【全般－1】** 食品の製造・販売を行っているが、材料を量るための計量器は、定期検査を受ける必要があるのか。

[答]

法第19条に規定する定期検査の対象となる計量器とは、「取引」又は「証明」に使用される非自動はかり、分銅、おもり及び皮革面積計です。（「取引」及び「証明」の定義は次問参照）

商品の材料を量るための非自動はかりは、その計量が工程管理における計量等内部的な行為にとどまり、計量の結果が外部に表明されない場合には取引又は証明における計量に当たらないので、定期検査を受ける必要はありません。

**【全般－2】** 「取引」及び「証明」の定義とはどのようなものか。

[答]

法第2条第2項で規定しています。詳細は、経済産業省計量行政ホームページにて公表している「計量法関係法令の解釈運用等について」を参照してください。

計量法（抄）

第2条第2項 この法律において「取引」とは、有償であると無償であるとを問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為をいい、「証明」とは、公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明することをいう。

(※) 経済産業省計量行政ホームページ「計量法関係法令の解釈運用等について」

URL→ <http://www.meti.go.jp/policy/tsutatsutou/tuutil/aa26.pdf>

【全般－3】

1. 特定商品にはどのような種類があるのか。
2. 特定商品を選定したときの選定基準を知りたい。
3. 水産物漬物と農産物漬物（丸もの）にかかる義務が異なる理由は何か。

[答]

1. 計量法の商品量目制度は、売買契約による当事者間の権利義務関係、取引の安全、消費者保護の観点から特に販売者に量目公差義務を課しているものです。その対象となる「特定商品」は、消費者が合理的な商品選択を行う上で量目の確認が必要と考えられ、かつ量目公差を課することが適当と考えられるものを指定し、その商品の質量や体積等を法定計量単位で示して販売するときに一定の誤差（量目公差）の範囲内で計量することを義務付けています（法第12条第1項）。法第12条第1項の政令で定める特定商品の具体的な品目は、政令第1条（別表第1）に規定しています。

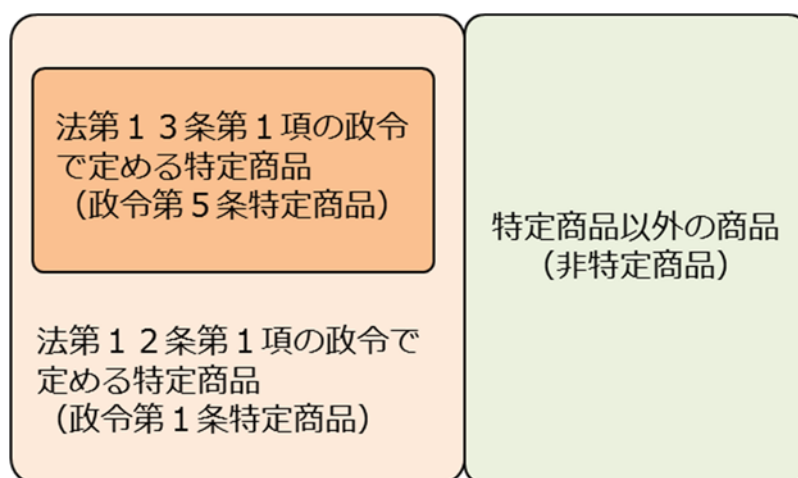
また、法第12条第1項の政令で定める特定商品のうち一部の商品については、その商品を密封して販売するときは、その商品の質量や体積等をその容器や包装に表記する義務を課しています（法第13条第1項）。法第13条第1項の政令で定める特定商品の具体的な品目は、政令第5条に規定しています。

法第12条第1項の政令で定める特定商品（政令第1条特定商品）を販売するときに課せられる義務については【全般－4】の回答を、

法第13条第1項の政令で定める特定商品（政令第5条特定商品）を販売するときに課せられる義務については【全般－5】の回答を、

特定商品以外の商品（非特定商品）を販売するときに課せられる義務については【全般－6】の回答をそれぞれ参照してください。

図：計量法における商品の区分（イメージ）



2. 法第12条第1項の政令で定める特定商品（政令第1条特定商品）は、消費生活関連物資であって計量単位を示して取引されること（商品への表記の他、面前計量や立札・下げ札への表示等を含む）が多いもの、という基準で指定されました。

また、法第13条第1項の政令で定める特定商品（政令第5条特定商品）は、政令第1条特定商品のうち、一般消費者の量目意識が強く、密封取引される実態が相当程度あるものが指定されました。これに表記義務を課しているのは、密封商品は量目取引において量を減らして販売する不正行為が比較的行われやすく、また、消費者がそれを判別することが困難である、という理由によるものです。

3. 上記のとおり、特定商品は商品ごとの従来の商慣行等を参考にしつつ個々に指定されたものであり、その結果、例えば同じ漬物の販売であっても水産物と農産物では課せられる義務が異なる場合があります。

【全般－４】法第12条第1項の政令で定める特定商品（政令第1条特定商品）を販売する者には、どのような義務が課せられるのか。

[答]

法第12条第1項の政令で定める特定商品（政令第1条特定商品）を販売する者には、次の義務が課せられます。（ただし、政令第5条特定商品に該当する商品については、【全般－５】を参照してください。）

1. 商品を密封して販売する場合であって、かつ、特定物象量<sup>(注1)</sup>を法定計量単位で容器又は包装に表記する場合
  - ・量目公差<sup>(注2)</sup>を超えないように計量する義務（法第13条第2項）
  - ・表記する者の氏名又は名称及び住所を付記する義務（法第13条第3項）
  - ・正確に計量する努力義務<sup>(注3)</sup>（法第10条第1項）
2. 商品を密封する・しないにかかわらず、特定物象量<sup>(注1)</sup>を法定計量単位で示して販売する場合（商品への表記、立札・下げ札への表示、量り売りでの表示、等。ただし、上記1.の場合を除く。）
  - ・量目公差<sup>(注2)</sup>を超えないように計量する義務（法第12条第1項）
  - ・正確に計量する努力義務<sup>(注3)</sup>（法第10条第1項）
3. 上記1. 又は2. 以外の場合
  - ・長さ、質量又は体積を法定計量単位で示す努力義務<sup>(注4)</sup>（法第11条）

(注1) 特定物象量とは

特定商品の品目ごとに政令で定められている物象の状態の量のことです（法第12条第1項、政令第2条、別表第1）。例えば、精米の特定物象量は「質量」、飲料（アルコールを含まないもの）は「質量」又は「体積」、と規定されています。

品目ごとの特定物象量をお知りになりたい場合は、政令別表第1の第2欄又はこのQ&A集【参考－2】の特定商品分類表を参照してください。

(注2) 量目公差とは

特定商品の品目ごとに政令で定められている計量の許容誤差のことです。量目公差は、商品の表示量が実際の量（真実の特定物象量）を超えている場合にのみ適用されます（政令第3条、別表第1、別表第2）。

品目ごとの量目公差表の種類（政令別表第2の表1、表2又は表3のうち、どの表が適用されるのか）をお知りになりたい場合は、政令別表第1の第3欄又はこのQ&A集【参考－2】の特定商品分類表を参照してください。また、量目公差の具体的な数値をお知りになりたい場合は、政令別表第2又はこのQ&A集【参考－1】の量目公差表を参照してください。

(注3) 正確に計量する努力義務（法第10条第1項）

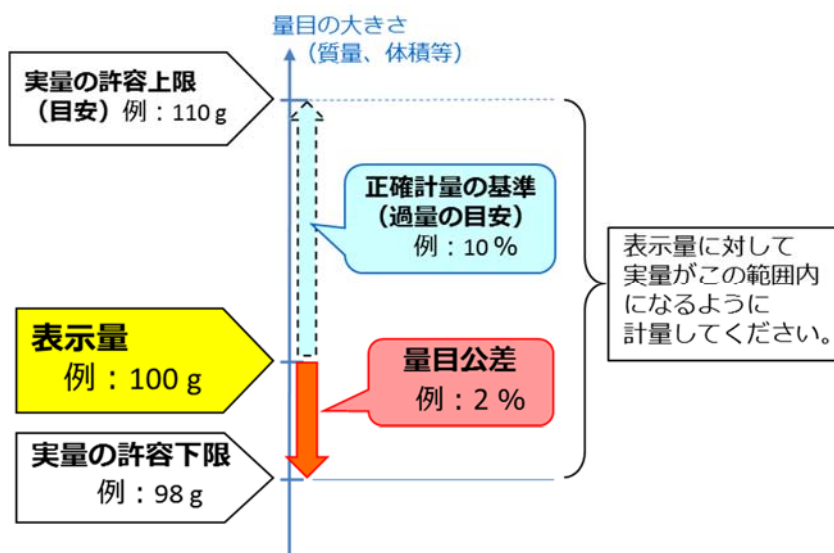
法定計量単位により取引又は証明における計量をする者は、正確にその物象の状態の量の計量をするように努めなければならない、とされています。この義務を遵守せず、適正な計量の確保に著しい支障が生じているときは、都道府県知事又は特定市町村（計量法施行令（平成5年政

令第329号)第4条に規定)の長による勧告や公表の対象となることがあります(法第10条第2項及び第3項)。なお、法第10条第1項の正確計量の基準(目安)として、経済産業省計量行政ホームページにて具体的な数値を公表しています。この基準(目安)は、政令の量目公差とは異なり、不足量だけでなく過量の基準も定めています。詳細はこのQ&A集【全般-9】を参照してください。

(注4)長さ、質量又は体積を法定計量単位で示す努力義務(法第11条)

長さ、質量又は体積の計量をして販売するのに適する商品の販売の事業を行う者は、その長さ、質量又は体積を法定計量単位により示してその商品を販売するように努めることとされています。法第11条は努力義務であり、違反した場合に罰則の適用はありません。また、法定計量単位により示して商品を販売する場合は、上記(注3)の正確計量の努力義務(第10条第1項)が課せられます。

図：特定商品の販売における表示量と実量との関係(イメージ)





【全般－５】法第13条第1項の政令で定める特定商品（政令第5条特定商品）を販売する者には、どのような義務が課せられるのか。

[答]

法第13条第1項の政令で定める特定商品（政令第5条特定商品）を販売する者には、次の義務が課せられます。

1. 商品を密封して販売する場合

- ・ 特定物象量<sup>(注1)</sup>を法定計量単位で容器・包装に表記する義務（法第13条第1項）
- ・ 量目公差<sup>(注2)</sup>を超えないように計量する義務（法第13条第1項）
- ・ 表記する者の氏名又は名称及び住所を付記する義務（法第13条第3項）
- ・ 正確に計量する努力義務<sup>(注3)</sup>（法第10条第1項）

2. 商品を密封しないで販売する場合であって、かつ、特定物象量<sup>(注1)</sup>を法定計量単位で示して販売する場合（商品への表記、立札・下げ札への表示、量り売りでの表示、等）

- ・ 量目公差<sup>(注2)</sup>を超えないように計量する義務（法第12条第1項）
- ・ 正確に計量する努力義務<sup>(注3)</sup>（法第10条第1項）

3. 上記1. 又は2. 以外の場合

- ・ 長さ、質量又は体積を法定計量単位で示す努力義務<sup>(注4)</sup>（法第11条）

(注1) 特定物象量とは

特定商品の品目ごとに政令で定められている物象の状態の量（質量、体積又は面積）のことです（法第12条第1項、政令第1条、別表第1）。例えば、精米の特定物象量は「質量」、飲料（アルコールを含まないもの）は「質量」又は「体積」、と規定されています。

品目ごとの特定物象量をお知りになりたい場合は、政令別表第1の第2欄又はこのQ&A集【参考－2】の特定商品分類表を参照してください。

(注2) 量目公差とは

特定商品の品目ごとに政令で定められている計量の許容誤差のことです。量目公差は、商品の表示量が実際の量（真実の特定物象量）を超えている場合にのみ適用されます（政令第3条、別表第1、別表第2）。

品目ごとの量目公差表の種類（政令別表第2の表1、表2又は表3のうち、どの表が適用されるのか）をお知りになりたい場合は、政令別表第1の第3欄又はこのQ&A集【参考－2】の特定商品分類表を参照してください。また、量目公差の具体的な数値をお知りになりたい場合は、政令別表第2又はこのQ&A集【参考－1】の量目公差表を参照してください。

(注3) 正確に計量する努力義務（法第10条第1項）

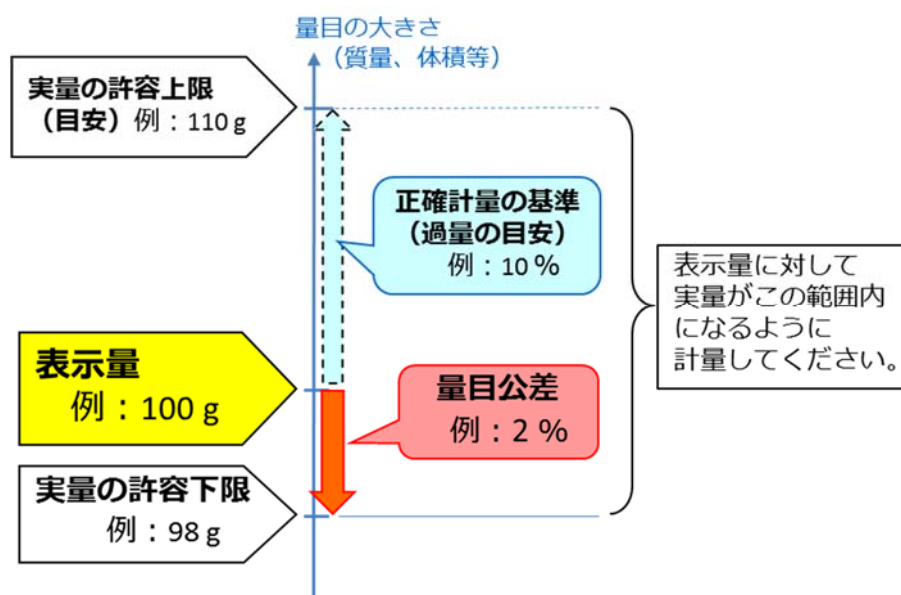
法定計量単位により取引又は証明における計量をする者は、正確にその物象の状態の量の計量をするように努めなければならない、とされています。この義務を遵守せず、適正な計量の確保に著しい支障が生じているときは、都道府県知事又は特定市町村（計量法施行令（平成5年政

令第329号)第4条に規定)の長による勧告(法第10条第2項)や公表(同条第3項)の対象となることがあります。法第10条第1項の正確計量の基準(目安)として、経済産業省計量行政ホームページにて具体的な数値を公表しています。この基準(目安)は、政令の量目公差とは異なり、不足量だけでなく過量の基準も定められています。詳細は【全般-9】を参照してください。

(注4)長さ、質量又は体積を法定計量単位で示す努力義務(法第11条)

長さ、質量又は体積の計量をして販売するのに適する商品の販売の事業を行う者は、その長さ、質量又は体積を法定計量単位により示してその商品を販売するように努めることとされています。法第11条は努力義務であり、違反した場合に罰則の適用はありません。また、法定計量単位により示して商品を販売する場合は、上記(注3)の正確計量の努力義務(第10条第1項)が課せられます。

図：特定商品の販売における表示量と実量との関係(イメージ)



【全般－6】特定商品以外の商品（非特定商品）を販売するとき、計量法の義務は課せられるのか。

[答]

長さ、質量又は体積を法定計量単位で示す努力義務<sup>(注1)</sup>（法第11条）がありますので、法定計量単位により示して販売するよう努めてください。

なお、長さ、質量又は体積を示して販売する場合は正確に計量する努力義務<sup>(注2)</sup>（法第10条第1項）が課せられます。

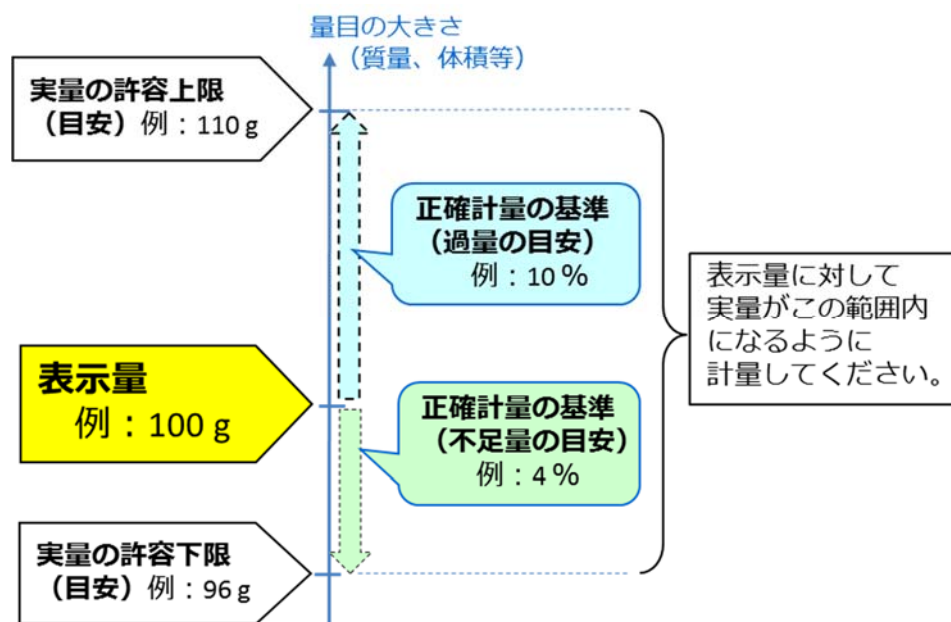
(注1) 長さ、質量又は体積を法定計量単位で示す努力義務（法第11条）

長さ、質量又は体積の計量をして販売するのに適する商品の販売の事業を行う者は、その長さ、質量又は体積を法定計量単位により示してその商品を販売するように努めることとされています。法第11条は努力義務であり、違反した場合に罰則の適用はありません。また、法定計量単位により示して商品を販売する場合は、正確に計量する努力義務<sup>(注2)</sup>が課せられます。

(注2) 正確に計量する努力義務（法第10条第1項）

法定計量単位により取引又は証明における計量をする者は、正確にその物象の状態の量の計量をするように努めなければならない、とされています。この義務を遵守せず、適正な計量の確保に著しい支障が生じているときは、都道府県知事又は特定市町村（計量法施行令（平成5年政令第329号）第4条に規定）の長による勧告や公表の対象となることがあります（法第10条第2項及び第3項）。なお、法第10条第1項の正確計量の基準（目安）として、経済産業省計量行政ホームページにて具体的な数値を公表しています。この基準（目安）は、政令の量目公差とは異なり、不足量だけでなく過量の基準も定めています。詳細はこのQ&A集【全般－9】を参照してください。

図：特定商品以外の商品（非特定商品）の販売における表示量と実量との関係（イメージ）



【全般－ 7】 販売促進のための物品の無償提供や物々交換のために、法定計量単位により計量をする者には、計量法の義務（法第 10 条～第 14 条関係）は課せられるのか。

[答]

販売促進のための無償提供や物々交換（民法上の売買契約に当たらないもの）は、法第 11 条～第 14 条の義務は課せられません。

一方、計量法の「取引」には該当するので、これらの行為を業務上の行為として行う者には、法第 10 条の正確計量の努力義務が課せられます。

【全般－ 8】

1. 法第 12 条第 1 項に「特定商品とその特定物象量を法定計量単位により示して販売するときは」と規定されているが、特定商品であっても特定物象量を示さずに販売することは可能か。
2. 法第 11 条の「長さ、質量又は体積の計量をして販売するのに適する商品」とは具体的にどのような商品をいうのか。

[答]

1. 法第 12 条第 1 項の規定は、「特定物象量を法定計量単位により示して販売するとき」に量目公差を超えないように計量する義務を課しているに過ぎず、販売者が示す・示さないを選択することは可能で、示さずに販売したとしても法第 12 条第 1 項違反とはなりません。ただし、法第 11 条（法定計量単位により示して販売する努力義務）に基づき、なるべく法定計量単位により示して販売するよう努めてください。

なお、法第 13 条第 1 項の政令で定める特定商品（政令第 5 条特定商品）を密封して販売するときは、その容器又は包装に特定物象量を法定計量単位で表記しなければなりません（【全般－ 3】及び【全般－ 5】を参照のこと）。

2. 法第 11 条は、日常消費物資の販売形態としての「一山売り」「一皿売り」「姿売り」等の商習慣を改め、計量販売の定着を推進するために規定されました。法第 11 条の対象は特定商品の販売に限定されず、あらゆる商品について計量販売の努力をするよう定めた訓示規定です。法第 11 条は努力義務規定であって罰則はありません。

【全般－9】

1. 特定商品について表示量よりも実際の内容量が多い場合の量目公差はあるのか。
2. 特定商品について量目公差が定められている上限（政令別表1第4欄）より表示量が多い場合、量目公差の定めはあるのか。
3. 特定商品以外の商品について、量目公差の定めはあるのか。

[答]

計量をする場合、商品の特性等から計量の結果が常に真実の量になることは困難であり、誤差が生じてしまいます。また、計量法では消費者利益の確保を主たる目的としていることから、特定商品について、表示量が内容量を超えている場合（不足量）の量目公差（許容誤差の範囲）が定められています。具体的な量目公差は、政令の第3条に規定しています。

1. 従って、内容量が表示量を超えている場合（過量）にかかる量目公差は規定されていません。

ただし、法第10条において、法定計量単位による取引又は証明における計量をする者は、正確に計量をするよう努めなければならない、とされています。このため、著しい過量については、法第10条に基づき、指導・勧告等の対象となり得るので、正確な計量に努めてください。

なお、内容量が表示量を超えている場合の誤差については、下記（i）を目安としています。

2. 次に、量目公差を適用する特定商品の量には上限が定められていますが、表示量が上限を超えた場合の量目公差は規定されていません。

ただし、上限を超えた場合の特定商品についても、法第10条の規定により、法定計量単位により取引又は証明における計量をする場合は、正確な計量が求められており、著しく不正確な計量については、法第10条に基づき、指導・勧告等の対象となり得るので、正確な計量に努めてください。

なお、上限値を超えた特定商品について、表示量が内容量を超えている場合の誤差（不足量）については、下記（ii）を、内容量が表示量を超えている場合の誤差（過量）については、下記（i）を、それぞれ目安としています。

3. 最後に、特定商品以外の商品については、量目公差は定められていません。

ただし、特定商品以外の商品についても、法第10条の規定により、法定計量単位により取引又は証明における計量をする場合は、正確な計量が求められており、著しく不正確な計量については、法第10条に基づき、指導・勧告等の対象となり得ますので、正確な計量に努めてください。

なお、特定商品以外の商品について、表示量が内容量を超えている場合の誤差については、下記（iii）を、内容量が表示量を超えている場合の誤差（過量）については、下記（i）を、それぞれ目安としています。

- (i) 特定商品及び特定商品以外の商品について、内容量が表示量を超えている場合（過量）にかかる誤差範囲の目安

ア 表示量が質量又は体積の場合

表示量（単位はグラム又はミリリットル）	誤差
5以上50以下	5グラム（ミリリットル）
50を超え 300以下	10パーセント
300を超え 1000以下	30グラム（ミリリットル）
1000を超えるとき	3パーセント

（注）パーセントで表された誤差は、表示量に対する百分率とする。

イ 表示量が面積の場合

表示量が、25平方センチメートル以上である場合について表示量の2パーセント（伸び率が大きいものは3パーセント）

- (ii) 特定商品であって、量目公差の上限値を超えた特定商品の不足量にかかる誤差範囲の目安

誤差は、表示量の1パーセント

（例えば、精米では、量目公差の規制がかかる量の上限は25kgまでであるが、それを超える内容量の場合は1%が誤差の目安となる。）

- (iii) 特定商品以外の商品であって、内容量が表示量よりも少ない場合（不足量）に関する誤差範囲の目安

表示量が質量又は体積の場合

表示量（単位はグラム又はミリリットル）	誤差
5以上50以下	8パーセント
50を超え 100以下	4グラム（ミリリットル）
100を超え 500以下	4パーセント
500を超え 1000以下	20グラム（ミリリットル）
1000を超えるとき	2パーセント

（注）パーセントで表された誤差は、表示量に対する百分率とする。

**【全般－10】** 特定商品について、量目公差が定められている量目の下限（5グラム。政令別表第2）より表示量が少ない場合、計量の許容誤差の定めはあるのか。

[答]

量目公差の適用下限（5グラム）未満である場合又は適用上限を超える場合であっても、法第10条第1項の正確計量の努力義務は課せられます。5グラム以上については正確計量の基準（目安）を経済産業省計量行政ホームページにて公表していますので、この基準を超えないように計量してください。詳細はこのQ&A集【全般－9】を参照してください。

また、表示量5グラム（5ミリリットル）未満の正確計量の基準（目安）は今のところ定めていませんが、法第10条の規定の趣旨に基づき、正確な計量に努めてください。

**【全般－11】** 密封販売される政令第5条特定商品について、量目公差が定められている量目の下限（5グラム。政令別表第2）より表示量が少ない場合、又は量目公差が定められている量目の上限（政令別表第1第4欄）より表示量が多い場合に、法第13条の表記義務は課せられるのか。

[答]

密封販売される政令第5条特定商品の表示量が量目公差の適用下限（5グラム）未満である場合、又は適用上限を超える場合には、量目公差の定めはありませんが、特定物象量の表記義務（法第13条第1項）や表記する者の氏名・住所の表記義務（同条第3項）は課せられます。また、5グラム以上については経済産業省計量行政ホームページにて公表している正確計量の基準（目安）を超えないように計量してください。詳細はこのQ&A集【全般－9】を参照してください。

また、表示量5グラム（5ミリリットル）未満の量目公差は存在せず、正確計量の基準（目安）も今のところ定めていませんが、法第10条の規定の趣旨に基づき、正確な計量に努めてください。

**【全般－12】** 法第10条の正確計量の基準（経済産業省計量行政ホームページにて公表されている基準）を超えたときは、同条第2項の「適正な計量の実施の確保に著しい支障を生じていると認めるとき」に該当するものとして勧告の対象となるのか。

[答]

正確計量の基準を超えた場合は、法第10条第1項違反のおそれがあり、それが適正な計量の実施の確保に著しい支障を生じていると都道府県知事又は特定市町村（計量法施行令（平成5年政令第329号）第4条に規定）が認めたときは、同条第2項の規定に基づく勧告が行われる場合があります。

【全般－13】業者間取引の場合に、業者間の取決めを優先して、法第10条～第14条の義務を免れることは可能か。

[答]

業者間の取決めを優先して、法第10条～第14条の義務を免れることはできません。

【全般－14】政令別表第1の第14号はちみつ、第18号食用植物油の特定物象量として「質量」と規定され、また、第19号ソース、めん類等のつゆ、焼肉等のたれ及びスープ、第23号飲料（アルコールを含まないもの）などの液体商品の特定物象量として「質量」又は「体積」と規定されているのはなぜか。

[答]

従来の商慣行等を踏まえ、「質量」又は「質量又は体積」と規定されています。

【全般－15】パフェ形状のアイスクリームを密封販売する場合、質量表記とすることは可能か（公正競争規約上、カップ入りアイスクリームは体積表示でなければならないとされている）。

[答]

アイスクリーム（政令第1条特定商品。政令別表第1第15号（二）に該当）は、特定物象量の表記義務のない特定商品（法第13条第1項は適用されない特定商品）ですが、アイスクリームを密封し、その容器又は包装に特定物象量を法定計量単位により表記するときは、量目公差を超えないように計量しなければなりません（法第13条第2項）。その際に用いる特定物象量は、質量・体積のどちらでもよいこととされていますので、質量表記でも問題ありません（政令別表第1）。

なお、公正競争規約に定められている内容量表示に関する規定の解釈や遵守の要否については、当該規約等を定めた業界団体（アイスクリーム類の表示に関する公正競争規約については「アイスクリーム類公正取引協議会」）又は消費者庁にお問い合わせください。

【全般－16】量目公差は、同一商品群の平均値が量目公差内であれば違法でない、という考え方か。

[答]

法定計量単位を示して販売されている特定商品に一つでも量目公差を超えて不足している商品が見つかった場合、当該商品に関しては法12条第1項違反（密封されている場合は第13条違反）として扱われ、都道府県知事又は特定市町村（計量法施行令（平成5年政令第329号）第4条に規定）による指導、勧告等の対象となり得ます。



【全般－17】 政令別表第1に、特定物象量が「質量又は体積」、量目公差（別表第2の表）が「表（1）又は表（3）」と規定されている品目について、特定物象量は質量・体積のどちらでもよい、という意味か。

[答]

計量法上はどちらでも構いませんが、他法令等（食品表示基準、公正競争規約、家庭用品品質表示法 等）に定めがある場合はそれに従ってください。

例えば「ドレッシング」について、政令別表第1第19号の「ソース」に該当し、その特定物象量は「質量又は体積」とされており、計量法上はどちらを用いても構いませんが、食品表示基準や公正競争規約においては、ドレッシングの種類によって使用するべき物象量が異なります。他法令の定めについては、当該法令の所管官署にお問い合わせください。

【全般－18】 二重包装の特定商品について、量目公差の適用範囲は、内容総量にかかるとか、それぞれの個包装にかかるとか。

[答]

例えば「内容量 ○g (△g×□個)」のように内容総量及び個包装量の両方が表示されている場合、量目公差は、表示されている内容総量及び個包装量にそれぞれ適用されます。例えば、個包装で20gの同じ商品が5つ入って販売されている場合に、個々の内容量20gに対して表示量20gの量目公差が適用されるだけでなく、内容総量の100gに対しても表示量100gの量目公差が適用されます。

なお、量目公差は、表示量が内容量を超える場合にのみ適用されます(政令第3条)。

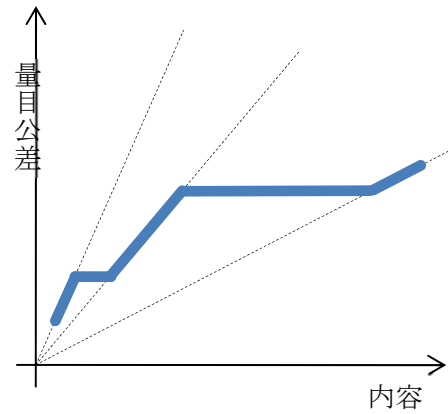
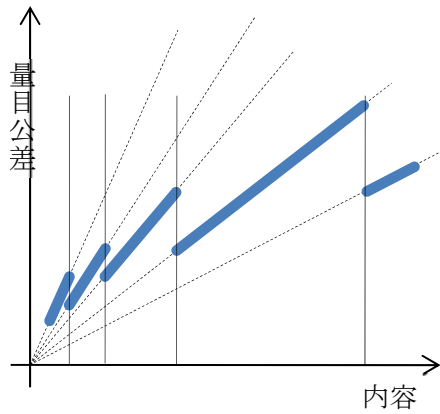
また、特定商品を密封販売する場合に、その特定物象量の表記は裸の特定物象量（個装紙等を除いた商品のみ）の特定物象量としてください。ただし、法第13条第1項以外の密封商品の特定物象量表記の場合であって、個装紙込みでない衛生上等の理由から適正な計量ができない場合については、消費者の誤解を与えないように個装紙込みの特定物象量であることの明示的な表記が行われているのであれば、個装紙込みの特定物象量の表記であっても差し支えありません。

【全般-19】量目公差は、なぜ百分率（パーセント）と絶対量（グラム等）で定められているのか。

[答]

一般的に取引量が多い場合は量目管理が比較的容易であることから、量目公差は、内容量が多くなるに従って小さくなるようにすることが妥当と考えられます。

ここで、量目公差を百分率（パーセント）だけで定めると、左図のように連続的にならないため、右図のように百分率（パーセント）と絶対量を併用しています。



【全般－20】法第13条、第14条の「密封」の定義とはどのようなものか。

[答]

計量法における「密封」とは、法第13条の規定のとおり、「商品を容器に入れ、又は包装して、その容器若しくは包装又はこれらに付した封紙を破棄しなければ、当該物象の状態の量を増加し、又は減少することができないようにすること」をいいます。

(例) 密封に該当する場合

(i) 容器又は包装を破棄しなければ内容量の増減ができない場合

a : 缶詰

b : 瓶詰 (王冠若しくはキャップが噛み込んでいるもの又は帯封のあるもの等)

c : すず箔、合成樹脂、紙 (クラフト紙、板紙を含む。) 製等の容器詰めであって、ヒート・シール、のり付け、ミシン止め又はアルミニウム製ワイヤで巻き閉めたもの等

d : 木箱詰め又は樽詰め (釘付け、のり付け、打ち込み又はねじ込み蓋式のもの等)

e : いわゆるラップ包装 (発砲スチロール製等の載せ皿をストレッチフィルム等で覆い、フィルム自体若しくはフィルムと皿とが融着しているもの又は包装する者が特別に作成したテープで留めているもの)

(ii) 容器又は包装に付した封紙を破棄しなければ内容量の増減ができない場合

容器又は包装の材質又は形状を問わず、第三者が意図的に内容量を増減するためには、必ず破棄しなければならないように特別に作成されたテープ状のシール等が、詰込みを行う者によりその容器又は包装の開口部に施されているもの

(注1) 紙袋、ビニル袋等の開口部を、ひも、輪ゴム、こより、針金、セロハンテープ、ガムテープ等により封をした程度のもの又はホッチキスで止めた程度のものは、上記の「特別に作成されたテープ状のシール等が施されたもの」には該当しないものとする。

(注2) いわゆるラップ包装のうち、(i) - eに該当しないものであっても、上記の「特別に作成されたテープ状のシール等」が施されていれば、(ii)に該当する。

【全般-21】

1. ダンボール箱の開口部にテープで封をしたものは、計量法の「密封」に該当するののか。
2. パレットにシールを巻いたものは「密封」に該当するののか。
3. 事業者間取引用の商品のダンボール外箱に内容量表記は必要か。
4. 以下の商品は「密封」に該当するか。
  - ① スプレー缶。
  - ② クッキーをプラスチックの箱に入れ、その周囲にゴールドテープの封をしたもの。
  - ③ 米を紙袋に入れ、紙ひもで縛っただけのもの。
  - ④ ソーセージをトレーに載せてラップ包装し、フィルム自体又はフィルムとトレーを融着している場合。あるいは、フィルムが重なった部分の裏側にプライスラベルのようなものを貼った場合。
  - ⑤ 米飯を箱に入れ、ビニールバンドで封をする場合（バンドを切らなければ開封できない）。
  - ⑥ 野菜を穴の開いたビニール袋に入れ（蒸れを防ぐため）、開口部に封をしたもの。

[答]

計量法における「密封」とは、「商品を容器に入れ、又は包装して、その容器若しくは包装又はこれらに付した封紙を破棄しなければ、当該物象の状態の量を増加し、又は減少することができないようにすること」を意味します（法第13条第1項）。言い換えれば、再現性がないこと（詰込者以外の者が開封前の包装状態を容易に復元できないこと）を意味します。

1. について、開口部（上部・下部を問わず）に封をしたテープが「特別に作成されたテープ状のシール等」に該当するテープである場合にのみ、「密封」に該当しません。
2. について、単にシールを巻いてあるだけの場合は、「密封」には該当しません。
3. 法第13条の特定物象量の表記義務は、対象の商品が事業者間取引用か否かの区別なく適用されるので、ダンボールの開口部に「特別に作成されたテープ状のシール等」で封がされている場合は、内容量表記が必要です。また、ダンボールに単にホチキスで留められている場合は「密封」には該当せず、内容量表記の義務はありません。

「特別に作成されたテープ状のシール等」とは、例えば、包装する者の名称やロゴ等が印字された、封をする者以外の者による偽装が困難なものをいいます。

4. 各包装状態について、密封・非密封の判断は次のとおりです。
  - ① スプレー缶： 破らなければ開けられないような帯封等がキャップに施されている場合は「密封」、それ以外は「非密封」

- ② クッキーをプラスチックの箱に入れ、その周囲にゴールドテープの封をしたもの：封をしたテープが、特別に作成されたもの（製造販売者のロゴ等が描かれたテープ、剥がした跡が残るようにつくられた防犯用テープ等）でない場合は「非密封」
- ③ 米を紙袋に入れ、紙ひもで縛っただけのもの：「非密封」
- ④ ソーセージをトレーに載せてラップ包装し、フィルム自体又はフィルムとトレーを融着している場合。あるいは、フィルムが重なった部分の裏側にプライスラベルのようなものを貼った場合：「密封」
- ⑤ 米飯を箱に入れ、ビニールバンドで封をする場合（バンドを切らなければ開封できないもの）：「密封」
- ⑥ 野菜を穴の開いたビニール袋に入れ（蒸れを防ぐため）、開口部に封をしたもの：封の状態による（テープと同じ）

**【全般-22】**

冷凍食品や冷凍品の氷衣は内容量に含まれるのか。含まない場合、具体的にどのように計量すればよいか。

[答]

冷凍食品や冷凍品については、氷衣を含まない裸の質量（正味量）を計量・表示してください。

正味量の計量方法として、主に

1. 凍結前（氷衣を付ける前）の商品重量を計る方法
2. 凍結後の商品重量を計り、その値と別途サンプリングで測定する“凍結後の重量に占める氷衣の割合（グレーズ率）”を用いて、商品の正味量を推定する方法の2つがあります。

1. の凍結前の商品重量を計る方法は、計った値を正味量としてそのまま商品の表示量（又は表示量の適切性の確認）に用いることができ、2. の方法のように解凍や融水除去の際に生じる誤差の影響を受けない利点があります。

一方、2. の方法は、凍結後の商品の氷衣を除去した量を正味量とする、という考え方に基づくものです。上記のとおり、商品の取引先や行政機関等が商品の表示量の適切性を計量によって確認するときも同様の方法を採用することができますが、商品の製造・販売者はすべての商品を解凍することは不可能であり、実際にはサンプリングにより測定した“凍結後の重量に占める氷衣の割合（グレーズ率）”を用いるので、個々の商品の氷衣の割合とは必ずしも一致しません。また、凍結後の商品を解凍する際、凍結前の商品に本来含まれている水分（ドリップ等）も染み出るおそれがある他、融水の除去量についても、個々の商品の形状や測定者の技量などによってばらつきが生じるおそれがあります。これらの結果、上記1. と2. の計量結果には相当程度の差異が生じるおそれがある点に留意する必要があります。

なお、冷凍食品のうちグレーズ処理品について、氷衣を除去する方法の例が（一社）日本冷凍食品協会の『冷凍食品認定制度における品質管理の手引き及び基準』に掲載されているので、参考にしてください。

『冷凍食品認定制度における品質管理の手引き及び基準』（平成29年度版）第3編  
第2章

2. 品質検査の方法

(2) 官能検査以外の品質検査・確認事項

2) グレーズ率の測定方法

一般に剥きエビやホタテ貝柱、ボイルイカ他の水産冷凍食品等では、長期保存における製品中の水分昇華や冷凍焼けを防止するため、アイスグレーズ（氷衣）処理が施されている。ただし、これらを製品として包装した場合、その表示すべき内容重量はアイスグレーズを除いた正味重量である。このため、品質検査の一環としてアイスグレーズの率を測定し、包装される製品の内容重量に誤りがないことを確認する必要がある。

< 冷凍エビの正味重量測定方法【例】 >

- ①最小包装単位を解凍試料とし、内容物を0.5g感量の皿手動秤等で秤量する。
- ②解凍容器に水(20~27℃、おおむね23℃)を3/4程度入れる。
- ③試料を一度に網かごに入れ、そのまま解凍容器に浸漬し、攪拌する。
- ④冷凍エビ相互が容易に剥離し、表層のグレーズが消失した時、解凍終点とする。
- ⑤ペーパータオル上にエビを重ならないように並べ、さらにその上にペーパータオルをあて、水切りを行う。
- ⑥解凍中に分離したとみられる尾扇、脚、肉片等を収集する。
- ⑦水切り後のエビと収集した尾扇、脚、肉片を秤量し正味重量とする。

なお、その他ホタテ貝柱やボイルイカ等も同様の方法で測定できる。

上記手順の①の重量と⑦の重量の差分を、氷衣（グレーズ）の重量として扱い、グレーズ率は次式により算定されます（複数のサンプルの取り方・扱い方については省略します）。

$$\begin{aligned} \text{グレーズ率} &= \text{氷衣（グレーズ）の重量} / \text{⑦の重量} \\ &= [ \text{①の重量} / \text{⑦の重量} ] - 1 \end{aligned}$$

このサンプルのグレーズ率を、商品の量目管理に用います。つまり、商品の凍結後の重量を計り、その値とグレーズ率を用いて、当該商品の正味量が次式より推定できます。

$$\text{商品の正味量} = \text{商品の凍結後重量（計量値）} / [ 1 + \text{グレーズ率} ]$$

また、氷衣を除去する方法については、上記『冷凍食品認定制度における品質管理の手引き及び基準』の方法の他に、国際法定計量機関（OIML）の国際勧告（R87『包装商品の製品量（Quantity of product in prepackages）』2016年版）の附属書に「冷凍製品の実量を求めるための検査手順」として、i）冷凍果物及び野菜、ii）

氷詰め魚介類及び氷詰め鶏肉（品質を保持するために氷の膜で覆われた製品）及び冷凍魚のブロック、iii）冷凍えび及びかに肉 の測定方法がそれぞれ掲載されています。上記『冷凍食品認定制度における品質管理の手引き及び基準』の方法と比較して、用具や水切り方法に細かい定めがある、解凍の具体的方法が異なる、等の違いはありますが、凍結後商品の計量後に水を用いて表面の氷を融かし、水を切った後に再度計量する、という基本的な流れは同じです。

【全般－23】

1. 離水のある商品は、液汁を内容量に含めるべきか、あるいは液汁は内容量から除くべきか。
2. 製品由来の液体（肉・魚等の「ドリップ」と呼ばれているもの）を内容量に含めるべきか、除くべきか。
3. （野菜等を）茹でた商品等（缶詰・瓶詰以外）から染み出る水分を内容量に含めるべきか、除くべきか。
4. 液体・水分を除いて計量する方法は具体的にどのようなようにすればよいか。

[答]

1. 離水のある商品の計量方法は、固形物のみを食するものは、内容総量から液汁を分離して計量し、液汁を含んで食するものは液汁を内容量に含めて計量します。

この「固形物のみを食するもの」とは、具体的には、

- ・水
- ・塩の水溶液（塩水）
- ・砂糖又はその他の甘味料の水溶液
- ・食用酢

のそれ単体又は組み合わせた液汁が充填されているものをいいます。これら以外のものが含まれる液体調味料等について、商品を使用（消費）する際に全量取り除くことを製造・販売者が意図していない場合は、当該調味料等を内容量に含めても差し支えありません。

ただし、農産物漬物については『特定商品の販売に係る計量に関する計量方法等について』の別紙『農産物漬物の計量方法』に従って計量・表示してください（上記の液汁以外にも、内容量から除くべきものが規定されています）。また、缶詰・瓶詰については、食品表示基準別表第4の方法に従って計量・表示してください（『特定商品の販売に係る計量に関する計量方法等について』の2（1）ア）。

2. 製品由来の液体（ドリップ）は内容量に含まれます。
3. 野菜を茹でた商品（缶詰・瓶詰以外）の茹で汁は、通常は食さずに残るものと考えられ、（商品の食べ方として、茹で汁を食べる旨の説明（レシピ）が包装等に表示されていない限りは）内容量から除いて計量すべきですが、茹で汁を切って計量・包装した後に野菜から染み出る水分は、食肉等のドリップと同様、内容量に含めて差し支えありません。
4. 液体・水分を除いて計量する方法については、経済産業省計量行政ホームページで公表している「特定商品の販売に係る計量に関する計量方法等について」の別紙に「農産物漬物の計量方法」を示していますので、農産物漬物以外の商品もこれに準じた計量をしてください。

具体的には、つけ汁や煮汁等は「液汁」と見なし、消費者が食べる前に改めて切る必要のない大きさに切断してある商品（漬物の「刻み漬」に相当）は液汁を含め



て計量し、その他の商品（漬物の「大割」に相当）は液汁を除いて計量することになります（「農産物漬物の計量方法」各欄及び参考（3）より）。

ただし、液汁を含めて計量できるのは、内容量に対する固形物の割合が表示量の75%（表示量が300g以下のものにあつては、70%）以上のものに限られ、それに満たない場合は、液汁を除いて計量する必要があります（「農産物漬物の計量方法」参考（2）より）。

また、液汁を除いて計量する具体的方法として、固形物が出ない程度に開封し、開封部分を下にして、液汁が滴下の状態になったところで計量します（「農産物漬物の計量方法」参考（1）より）。

なお、農産物漬物については、漬物の種類によって液汁を含むのか・除くのかの定めが「農産物漬物の計量方法」に規定されているので、当該規定にしたがって計量してください。

**【全般－24】**

1. 肉に刺した串や二重包装の内袋（個包装）の重量は、内容量に含めてよいか。
2. 清涼飲料水について、消費者の購買意欲を高めるために入れた梅の実は、計量に含めるべきか、除くべきか。

[答]

1. 商品（例えば食品）を消費したとき（食べ終わったとき）に通常残すものを、風袋として扱います（ただし、野菜や果実の皮や種、鳥獣肉や水産物の骨、殻など、内容物に元々含まれているものは風袋として扱いません）。したがって、肉に刺した串や二重包装の内袋は、風袋として扱い、内容量に含めないで計量してください。ただし、法第13条第1項以外の密封商品について、衛生上等の理由から適正な計量ができない場合は、消費者の誤解を与えないように串や個装紙込みの特定物象量であることの明示的な表記を行っていれば、串や個装紙込みの表記であっても構いません。
2. 清涼飲料水に入れた梅の実のように、食する際に主となる部分と一体となっており、食べることもあれば食べずに残すこともあるものについては、内容量に含めても差し支えありません。  
ただし、梅酒など酒税法の対象となる商品の表示については、同法の運用にしたがって表示してください。

**【全般－25】**

1. 枝付きの干しぶどうについて、枝は食することができないが、内容量に含めてよいか。
2. 骨付き肉の内容量表記はどのように行うのか。骨は内容量に含めてよいか（はじめから骨が付いている場合と、骨に肉を巻いて製造する場合がある）。

[答]

1. 枝付きぶどうの枝や骨付き肉の骨など、個々の商品の不可食部の質量には差異があり、また、それらを取り外しての計量もできない（外すと商品価値が下がる）ので、不可食部込みの質量を計量し、内容量に含めて差し支えありません。
2. いずれの場合も、不可食部のみでの個々の計量が困難な場合は、不可食部込みの質量を計量し、内容量に含めて差し支えありません。

**【全般－26】**

1. 「添え物」とはどのようなものか。添え物が含まれる商品の内容量表記はどのようにすればよいか。
2. そば等に添付されている「つゆ」について、内容量表記が必要か

[答]

1. 例えば、どんぶりもの等の商品に付属する「たれ」など、商品を食べる際の主となる部分と従となる部分が明確に区別でき、かつ、一般的に従の部分が増えられずに販売される場合もある商品について、その従部分を「添え物」といいます。  
「添え物」については計量法上の内容量表記義務は課せられません。消費者等の不利益とならないように、「添え物」は内容量には含まず、できるだけ主の部分のみの量を内容量として計量・表示してください。  
ただし、例えば具や調味料が添付されためん類については食品表示基準や公正競争規約に内容量の表示方法が規定されているように、他法令等に定めがある場合は、その定めに従って表示してください。  
なお、添え物込みの総量を内容量に併記する場合、その総量には法第10条の正確計量の努力義務が課せられます（詳しくは商品量目Q&A集の【全般－10】を参照してください）。
2. 上記1. のとおりです。  
なお、めん類等のつゆは、政令別表第1第19号及び政令第5条第1号に規定されている特定商品であるため、個々の商品として販売する場合は、法第12条及び第13条の規定に従った内容量表記が必要です。

**【全般－27】** 水分の蒸発等による自然減量のある商品について、量目公差（特定商品の場合）や正確計量の基準（特定商品以外の商品の場合）を守るべきはいつ時点か（製造時か、販売時か、賞味期限か）。

[答]

特定商品については、密封・非密封によらず、商品を「販売するとき」までの間、量目が量目公差内に維持されている必要があります。  
また、特定商品の過量や特定商品以外の商品の過量・不足量についても、商品を「販売するとき」までの間、正確計量の基準を満たすよう努めてください（正確計量の基準についての詳細は【全般－9】を参照のこと）。

ただし、商品の特性や商品を購入する最終消費者との関係を考慮し、例えば「賞味期限」までの間、量目を量目公差や正確計量の基準内に維持するよう多めに計量した（いわゆる「入れ目」をした）結果、その量目が正確計量の基準（過量の目安）を超えるような場合は、その入れ目が自然減量を見越した必要最小限なものであるならば、正確計量の基準よりも入れ目を優先して差し支えありません。

**【全般－28】**

1. 事業者間取引において、商品の流通時に包装中の一部の商品の品質が取引先の要求を満たさなくなった場合に、当該商品を除外した内容量表示に修正することについて、計量法上の問題はないか。
2. 表示量の修正方法について決まりはあるのか。

[答]

1. 表示量を修正すること自体に計量法上の問題はありませんが、表示量を修正・しないにかかわらず、その表示量に対応する実量が量目公差（特定商品の場合）や正確計量の基準を満たす必要はあります。
2. 修正方法について決まりはありません。取引先等に誤解が生じないように、取引当事者間で事前協議等を行った上で修正方法を定めることをおすすめします。

**【全般－29】** 法第 10 条～第 14 条の義務に関して、責任を負うのは製造者か、販売者か。

[答]

法第 10 条～第 14 条の義務に関し、

- ・ 第 10 条：計量をする者
- ・ 第 11 条～第 13 条：特定商品の販売の事業を行う者
- ・ 第 14 条：特定商品の輸入の事業を行う者

が責任を負う旨規定されています。

なお、法第 11 条～第 13 条の「販売の事業を行う者」とは、最終消費者に商品を販売する者のみに限定されず、法第 15 条は製造事業者（詰込者）及び卸売事業者を含め、商品の販売を行うすべての者が適用の対象となり得ます。

**【全般－30】**

商品の内容量として「約○g」や「標準○g」などと表示して販売できるのか。また、「約○g」や「標準○g」などと表示した場合に、量目公差や正確計量の基準（目安）を守らなければならないのか。

[答]

特定商品の特定物象量に関しては、政令に量目公差が定められ、その遵守義務が課せられているので（法第 12 条第 1 項、第 13 条第 1 項・第 2 項、第 14 条）、「約○g」

等の曖昧な表示はできません（「約〇g」等の表示が括弧書きの内か・外か、総量か・内容物1個当たりの量かを問わない）。これは容器又は包装への表記に限らず、立て札・下げ札、カタログ等への特定物象量の表示についても同様です。

一方、特定商品の特定物象量以外の物象の状態の量に関して、「約」等の併記の有無にかかわらず、法定計量単位で示して取引に使用する場合は正確な計量に努めなければなりません（法第10条第1項）。上記の特定商品の特定物象量の場合と異なり、「約」等の併記のみをもってただちに計量法違反となるものではありませんが、曖昧な表示であることに変わりはなく、取引者間の無用のトラブルを防止するため、できるだけ「約」等の表示は避けてください。「〇g以上」「〇g～〇g」のような表示についても、許容誤差の基準となる表示量の特定ができないので、そのような表示はできるだけ取引に使用しないでください。

また、「約〇g」等の表示には正確計量の基準（目安）が適用されます（「約〇g」等の表示が括弧書きの内か・外か、総量か・個包装量かを問わない）。

なお、食品に栄養成分表示として「1包装（標準〇g）当たり」のように表示する場合の（標準〇g）の表示をすることは問題ありません。また、当該（標準〇g）の表示に法第10条～第14条は適用されません。

#### 【全般－31】

1. 海外で計量・表示した商品を輸入販売する場合、海外に検定はかりを持参して計量する必要があるのか。あるいは国内で計量し直すのか。
2. 個人輸入の場合（海外から商品を輸入し、国内販売せずに個人で消費する場合）、また、その輸入品を国内の他者に無償提供する場合、計量法第10条～第14条の規制はかかるのか。
3. 輸出する特定商品についても、法13条第1項は適用されるのか。

[答]

1. 国内法である計量法は、国外における計量行為には適用されませんので、国外に検定はかりを持参して使用する必要はありません。

ただし、特定商品の輸入の事業を行う者には、法第14条第1項及び第2項に基づき、特定商品を輸入し密封販売するときには量目公差を超えないように計量されたものを販売する義務が課せられます。また、輸入品を国内で販売する場合は、国産品と同様、法第10条第1項の正確計量義務も課せられます。

2. 法第14条には「輸入して販売するとき」と規定されています。つまり、輸入した特定商品を国内で販売しない限り、法第14条の義務は課せられません。

また、無償提供や物々交換（民法上の売買契約に当たらないもの）には法第11条～第14条の義務は課せられません。

一方、無償提供や物々交換を業務上の行為として（反復継続して）行う場合は計量法の「取引」に該当するので、法第10条の正確計量の義務は課せられます。

3. 法第13条第1項の表記義務は、輸出する特定商品については適用されません。

【全般－32】 法第 13 条第 3 項に基づく「表記する者の氏名又は名称及び住所」の付記は、製造工場のものとするべきか、あるいは本社のものとするべきか。（商品の製造や表示を外注している場合も同様）

[答]

表記する内容量表示に責任を持つ者であれば、製造工場でも本社でも差し支えありませんが、本社の所在地を記載する場合、製造を行った工場、事業所等の表示については、食品表示基準等に基づき付記してください。

【全般－33】

1. 「g」と「kg」の使い分けについて、決まりはあるのか。
2. 「12000 g」と表記することに問題はないか（「12 kg」と表記すべきか）。

[答]

1. 省令第 1 第 1 項第 3 号の規定により、特定物象量を表す数値が 1 万以上とならないような法定計量単位を用いること、とされています。

特定商品の質量について、「g」で表示する場合に「10000 g」以上となる場合は、「kg」を用いて表示してください。

その他、「g」と「kg」の使い分けについてルールや基準はありません。

2. 特定商品の販売に係る計量に関する省令に「特定物象量を表す数値が一万以上とならないような法定計量単位を用いること」と規定されています（同令第 1 条第 1 項第 3 号）。例えば特定商品の特定物象量として質量を表記しようとする場合に、10000g 以上となる場合は、g ではなく kg で表記する必要があります。

【全般－34】 例えば「50 g・100 g」と印字されたラベルに、計量結果として該当するグラム数に○を付けるような表記方法について、計量法の問題はあるのか。

[答]

計量法上の問題はありませんが、見る者が誤解しないよう、該当するグラム数に○を付けるだけでなく、該当しないグラム数を取消し線で消すなどの表記が望ましいです。

【全般－35】 商品の計量に使用するはかりについて、どのような目量のはかりを使用するのが適切か、決まりはあるのか。

[答]

特定商品の製造・販売者が使用するべきはかりの目量について、法令等に定めはありません。おおよその目安として、計量対象となる特定商品の量目公差の 1 / 3 以下の目量をもつはかりを使用するのがよいでしょう。

【全般－36】 レトルトパウチ食品の表記は、食品を容器に詰めて密封する前の計量結果を表記すべきか、あるいは密封した後の計量結果を表記すべきか。

[答]

特定商品であるレトルトパウチ食品は、商品を「販売するとき」までの間、量目が量目公差内に維持されている必要があります（【全般－27】を参照のこと）。水分蒸発による自然減量等の影響で密封前後の重量が異なる場合の計量方法として、密封後に計量する（密封後に風袋込みの重量を計量し、風袋重量を差し引く）、密封前後の減量の程度をサンプル検査等で予め把握し、その減量分を見越した量を計量し封入する、等の方法が考えられます。

【全般－37】

1. 業者間取引の商品（米菓子（1個3g未満）400～500g。非密封。）に、顧客から「合」で表記するよう要求があった。計量法上問題ないか。
2. 商品の内容量を「俵」や「Bale」といった単位で表示し、販売することは可能か。
3. 「1/2個」、「ハーフカット」、「1包装」、「1P」、「一盛」などの表記は問題ないか。
4. 法第12条第1項に「法定計量単位により示して販売するときは」とあるが、特定商品を法定計量単位以外の単位で示して販売することは可能か。

[答]

1. 法第2条に定める物象の状態の量に関して、法第3条～第5条に定める法定計量単位以外の計量単位（以下「非法定計量単位」と言います。）を取引や証明に使用することは禁じられています（法第8条）。「合」は非法定計量単位ですので、たとえ顧客からの要求であっても商品の取引に使用することはできません。

なお、物象の状態の量を法定計量単位（例えばグラム（g）、ミリリットル（mL）など）で表記する場合は、その物象の状態の量に関して非法定計量単位による量を参考情報として併記することは可能です。

2. 「俵」、「Bale」等の非法定計量単位を取引に使用できないのは上記1.の回答と同じです。
3. 「1/2個」、「ハーフカット」、「1包装」、「1P」、「一盛」など、法第2条で定める物象の状態の量に該当しないものは計量法の対象外です。ただし、法第13条第1項の政令で定める特定商品（政令第5条特定商品）を密封して販売するときは、その容器又は包装に特定物象量を表記する必要があります。
4. 上記1.～3.の回答と同様です。

なお、法第12条第1項並びに第13条第1項及び第2項は、特定物象量を表示するときに遵守すべき義務を規定しており、特定物象量以外の物象の状態の量の表示を禁止しているものではありません。しかしながら、特定商品の特定物象量は、品目毎の流通実態を踏まえて政令に定めたものであり、市場の混乱を防ぐため、特定商品の内容量として特定物象量以外の物象の状態の量をできるだけ表示しないでください。また、特定物象量以外の物象の状態の量を併記する場合は、その量に対

して正確計量の努力義務（法第 10 条第 1 項）が課せられる点に注意してください（【全般－41】 2. と同じ）。

**【全般－38】** 内容量 18g×5P の包装品 48 個をダンボール箱に詰めて計量すると、内容総量は 4.32kg となる。ダンボール箱に表記する内容量は、小数点第何位までの数値を記載する必要があるのか。

[答]

商品に表記すべき物象量の小数点以下の桁数について、法令に定めはありません。特定商品の販売に係る計量に関する省令第 1 条第 1 項第 3 号に「特定物象量を表す数値が一万以上とならないような法定計量単位を用いること」とされていることに倣い、商品に表記する量は有効数字 4 桁以下とするのがよいでしょう。

**【全般－39】** 計量した特定物象量を表示する際、数字の丸め方（小数点以下の扱い）にルールはあるのか。

[答]

商品に特定物象量を表示するときの数字の丸め方について、法令に定めはありません。JIS Z 8401（数値の丸め方）などを参考に、取引先の意向等を考慮して決めておくのがよいでしょう。

なお、内容量の許容下限・許容上限は、表示量に量目公差又は正確計量基準の数値を乗じる又は加減することにより算定されますが、その算定値は端数処理をせずにそのまま商品の合否判定に用いてください（端数処理をすると、表示量の丸め方によって許容下限・許容上限の算定値に差異が生じるおそれがあるため）。

**【全般－40】**

1. グラムの記号について、大文字「G」で表記することに問題はあるか。また、フォントに決まりはあるか。
2. 体積のリットル記号として、筆記体（斜体）の「ℓ」で表記するのは計量法違反か。

[答]

1. グラムの記号「g」のフォントに関して、法令に定めはありません。法第 7 条並びに計量単位規則第 2 条及び別表第 2 のとおり、計量単位の記号による表記において標準となるべきものとして「kg」や「g」が規定されており、その使用を推奨します。

大文字「KG」や「G」といった記号を使用した事実のみで計量法違反になることはありませんが、取引者間の無用のトラブルを防止するため、できるだけ計量単位規則別表第 2 に定める記号を用いるようにしてください。

2. 上記 1. の回答と同様、法第 7 条並びに計量単位規則第 2 条及び別表第 2 のとおり、計量単位の記号による表記において標準となるべきものとして「L」や「l」が規定されており、その使用を推奨します。

この解釈は、飲料などの法第 13 条第 1 項の政令で定める特定商品（政令第 5 条特定商品。省令第 1 条第 2 項で準用する同条第 1 項第 2 号「法定計量単位の記号を用

いる場合には、法第7条に規定する記号を用いること。」が適用される。)についても同様です。

筆記体(斜体)の「ℓ」を使用した事実のみで計量法違反になることはありませんが、取引者間の無用のトラブルを防止するため、できるだけ計量単位規則別表第2に定める記号を用いるようにしてください。

**【全般-41】**

1. 表記方法として「○g (□個入り)」と「□個入り (○g)」はどちらがよいか。
2. 「○g」と「○ml」を併記することは可能か。

[答]

1. 法第13条第1項の政令で定める特定商品(政令第5条特定商品)の密封された容器・包装に特定物象量(例えば質量)を表記する場合であって、かつ、商品の数量(例えば個数等)を併記したい場合は、特定物象量は括弧書きをせず、「○g (□個入り)」といった表記をしてください。

密封された政令第5条特定商品以外の商品の表示については、「○g (□個入り)」「□個入り (○g)」のいずれでも構いませんが、括弧の有無にかかわらず、法定計量単位で物象の状態の量が表示されている場合は正確計量の基準(目安)が適用される他、特定商品の特定物象量が表示されている場合は量目公差も遵守する必要があります。

2. 「○g」と「○ml」の両方が表示されていることのみをもって計量法違反とはなりません。特定商品については、品目毎の流通実態を踏まえて政令に特定物象量を定めているので、市場の混乱を防ぐため、その内容量として特定物象量以外の物象の状態の量をできるだけ表示しないでください。

また、その商品が特定商品である場合、特定物象量の不足側には量目公差が適用される他、それ以外の量には正確計量の基準(目安)が適用されます。例えば、国産のはちみつに「○g (○ml)」と表示されている場合、はちみつは特定商品であり特定物象量は「質量」なので、表示されている「○g」の不足側には量目公差が適用され、「○g」の過量側並びに「○ml」の不足側及び過量側には正確計量の基準(目安)が適用されます。



【全般－42】

1. 法第13条の特定商品に該当する同種の個包装商品を外箱に複数詰めたもの（個包装集合体）について、内容量表記はどのように行うのか。
2. 1個当たりの量が $\Delta$  gの商品（同種商品）を外装に $\square$ 個入れた商品について、その外装に「 $\bigcirc$  g ( $\Delta$  g  $\times$   $\square$ 個)」と表示する場合に、量目公差遵守義務や正確計量の努力義務の対象となるのは、全体量 $\bigcirc$  gか、あるいは1個当たりの量 $\Delta$  gか。

[答]

1. 法第12条第1項の政令で定める特定商品（政令第1条特定商品。政令第5条特定商品を含む。）の個包装集合体について、その外箱が密封されている場合は、外箱に特定物象量（特定商品の品目ごとに質量、体積又は面積と定められている。）で内容総量を表記してください。また、内容総量と併記されるのであれば、「 $\Delta$ g $\times$  $\square$ 袋」等の表記も可能です。

(例) 内容量 300 g (30g $\times$ 10 袋)

なお、個々の商品がばら売りされる可能性があるのであれば、個々の商品にもその内容量表記が必要です。

2. 量目公差や正確計量の基準は、表示されている量に適用されます（【全般－18】を参照のこと）。例えば

内容量  $\bigcirc$  g ( $\Delta$  g  $\times$   $\square$ 個)

のように、全体量 $\bigcirc$  gと1個当たりの量 $\Delta$  gの両方が表示されている場合は、その表示が括弧の中か外かを問わず、 $\bigcirc$  g及び $\Delta$  gの両方にそれぞれの量目公差遵守義務（ $\bigcirc$  gや $\Delta$  gが特定商品の特定物象量である場合）や正確計量の努力義務が課せられます。

【全般-43】異なる種類の商品を一つに包装した（外装に詰め合わせた）商品にはどのような計量法上の義務がかかるのか。内容量表記はどのようにすればよいか。

[答]

異なる種類の商品（※）を一つに包装した（外装に詰め合わせた）商品（以下、「詰合せ商品」と呼びます。）の外装への表記方法として、例えばA商品（X g）とB商品（Y g）を外装に入れて販売する場合、次の i）又は ii）の方法があります。

- i) 内容量 ○g（A商品 Xg、B商品 Yg）  
＜総量を表記し、A、Bの各量を併記する。＞
- ii) 内容量 A商品 Xg、B商品 Yg  
＜総量を表記せず、A、Bの各量だけを表記する。＞

上記 i）の総量○gについては、総量を一つの商品と見なして商品分類を判定し、計量法の義務を適用する必要があります。

また、上記 i）及び ii）のA商品・B商品の各量についても、それらの表記が括弧書きの中か外かを問わず、A商品に係る義務とB商品に係る義務が課せられます。具体的には、例えばA商品が政令第5条特定商品であり、かつ、詰め合わせた外装が密封されている場合は、A商品について特定物象量の表記義務が課せられます。一方、例えばB商品が政令第1条特定商品である場合に、その特定物象量として「Yg」と表記した場合はYgに関して量目公差遵守義務が課せられますが、「Y'個」など数量表記とすることも可能です。

(※)「異なる種類の商品」について、商品のどのような特性をもって「異なる種類」というのか、については特に定めはありません。特定商品か否かが異なる場合、あるいは政令別表第1の号が異なる場合だけでなく、例えば特定商品分類表上の細分類、商品名、原材料、味付け、製法、生産地等の違いをもって製造・販売者が外装に入れた複数の商品を区別したい場合は、「詰合せ商品」として扱うことができます。

また、外装に入れる個々の商品は、計量法上の「密封」がされているものに限らず、外装内で混合しないように包装やトレー、フィルム等で単に隔離されているものも「詰合せ商品」と見なすことができますが、隔離されていないものは「詰合せ商品」として扱うことはできません。

【全般－44】 インターネット広告やカタログに記載される商品の特定物象量について、計量法の規制対象となるのか。

[答]

通信販売の Web サイトやカタログ等（以下「通販サイト等」という。）に表示される商品の物象の状態の量について、その表示をするための計量は、法第 2 条第 2 項の「取引における計量」に該当します（ただし、小売店の単なる広告（紙面、Web サイト）など、購入者が店頭で商品の包装や立て札等の内容量表示を購入前に確認できる場合は、当該広告等の表示は計量法の対象外）。また、通販サイト等を通じた販売行為は、計量法上の「販売」に該当します。

したがって、通販サイト等に表示された商品の物象の状態の量には、法第 10 条第 1 項の正確計量の努力義務が課せられる他、通販サイト等に特定商品の特定物象量が表示されている場合は、法第 12 条第 1 項の量目公差遵守義務も課せられます。これらの義務は、取引先への商品発送時点まで遵守する必要があります。また、商品の特性によって発送後に水分蒸発等で内容量が変わるおそれがあり、取引先との関係を考慮して多めに計量する（いわゆる入れ目をする）ことについては、【全般－27】の回答と同じです。

なお、法第 13 条第 1 項、第 14 条第 1 項の特定物象量の表記義務は、密封された容器又は包装への表記を義務づけるものであり、通販サイト等への表記を義務づけるものではありません。また、政令第 5 条特定商品を密封販売するときは、たとえ通販サイト等を通じて販売する場合であっても、商品の容器又は包装に特定物象量を表記する必要があります。

## II. 商品分類に関するQ&A

**【分類－1】** 特定商品分類表（このQ&A集の【参考－2】）に記載されている「〇〇冷凍食品」という名称の品目（具体的には第5号（3）野菜冷凍食品、第6号（2）果実冷凍食品、第13号鳥獣肉冷凍食品、第16号（2）水産物冷凍食品、第17号海藻類冷凍食品及び第21号（2）調理冷凍食品）について、いずれも法令解釈運用B1（3）①に記載されている冷凍食品の定義が当てはまるのか。

[答]

いずれも法令解釈運用B1（3）①の冷凍食品の定義が適用されます。つまり、計量法における「冷凍食品」とは、前処理を施し、急速冷凍を行い包装された状態で、消費者が購入する直前に冷凍の状態で販売（保蔵）されている商品を言います。また、この定義のうち「前処理」とは、「選別、洗浄、不可食部の除去、整形等」の行為を意味し（※）、「冷凍の状態」とは、 $-15^{\circ}\text{C}$ 以下の温度で保存されている状態を意味します。

なお、野菜、果実、鳥獣肉、水産物、海藻類及び調理食品のうち、法令解釈運用B1（3）①の「冷凍食品」の定義に当てはまらない凍結品（冷凍品）については、各品目の生鮮品・冷蔵品と同じ義務が課せられます。

（※）例えば、カニの足をばらす行為も「整形等」に含まれると解釈して差し支えなく、当該商品が法令解釈運用B1（3）①の定義に当てはまる場合は冷凍食品に該当します。

**【分類－2】** もみ や玄米は特定商品に該当するのか。

[答]

もみ や玄米は、特定商品以外の商品（非特定商品）です。

ただし、玄米については食品表示基準に内容量等の表示が規定されているので、それに従って表記してください。

その他、これらの商品の販売時に課せられる計量法上の義務については【全般－6】の回答を参照してください。

【分類－３】豆類の未成熟のものは、政令別表第１第２号「豆類」の「(１)加工していないもの」に該当するのか。あるいは同表第５号「野菜」の「(１)生鮮のもの及び冷蔵したもの」に該当するのか。

[答]

政令別表第１第２号の「豆類」は、成熟した子実が十分に乾燥されたものが該当します。同号「豆類」のうち(１)加工していないものは、法第１３条第１項の政令で定める特定商品（政令第５条特定商品）に該当します（政令第５条第１号に該当。適用される量目公差表は表（１）、適用上限は１０kg）。この商品の販売時に課せられる計量法上の義務については【全般－５】の回答を参照してください。

一方、さやいんげん、さやえんどう、スナップえんどう、グリーンピース、そらまめ、えだまめ等、未成熟な状態で茹でる・煮る等して食されるもの（生鮮品）は、政令第１２条第１項の政令で定める特定商品に該当します（政令別表第１第５号（野菜）の（１）（生鮮のもの及び冷蔵したもの）に該当。特定物象量は「質量」。適用される量目公差表は表（２）、適用上限は１０kg）。これらの商品の販売時に課せられる計量法上の義務については【全般－４】の回答を参照してください。

【分類－４】野菜をカット又はスライスしたものは、政令別表第１第５号「野菜」の「(１)生鮮のもの及び冷蔵したもの」に該当するのか。あるいは、同号の「(４)(２)又は(３)に掲げるもの以外の加工品」に該当するのか。

[答]

単品の野菜を切断したものは、法第１２条第１項の政令で定める特定商品（政令第１条特定商品）に該当します（政令別表第１第５号（野菜）の（１）（生鮮のもの及び冷蔵したもの）に該当。適用される量目公差表は表（２）、適用上限は１０kg）。この商品の販売時に課せられる計量法上の義務については【全般－４】の回答を参照してください。

一方、複数の野菜（例：キャベツとレタス等）を切断した上で混ぜ合わせたものも、法第１２条第１項の政令で定める特定商品（政令第１条特定商品）に該当しますが、政令別表第１第５号（野菜）の（４）（(２)又は(３)に掲げるもの以外の加工品）に分類され、適用される量目公差表は表（１）、その適用上限は５kgです。

【分類－５】青汁（粉末、顆粒、錠剤、液状）を販売するとき、計量法ではどのような義務がかかるのか。

[答]

青汁（大麦若葉やケール等の野菜を主原料とするもの）について、

- ① 野菜を乾燥・破砕して粉末状にしたものは、法第13条第1項の政令で定める特定商品（政令別表第1第5号（野菜）の（４）（（２）又は（３）以外の加工品）。政令第5条第4号（乾燥野菜））
- ② 上記以外の粉末状のもの、顆粒状のもの及び錠剤は、法第12条第1項の政令で定める特定商品（政令別表第1第5号（野菜）の（４）（（２）又は（３）以外の加工品））
- ③ 液状のものは、法第13条第1項の政令で定める特定商品（政令別表第1第5号（野菜）の（２）野菜ジュース 又は 同表第23号（飲料）の（１）（アルコールを含まないもの）。政令第5条第1号）

に該当します。

①及び③の商品の販売時に課せられる計量法上の義務については【全般－５】の回答を、

②の商品の販売時に課せられる計量法上の義務については【全般－４】の回答をそれぞれ参照してください。

【分類－６】野菜の浅漬けを販売するとき、計量法ではどのような義務がかかるのか。

[答]

野菜の浅漬けは、法第13条第1項の政令で定める特定商品（政令第5条特定商品）に該当します（政令別表第1第5号（野菜）の（３）（漬物）。政令第5条第3号に該当（ただし、らっきょう漬け以外の小切り又は細刻していないものを除く）。特定物象量は「質量」。適用される量目公差表は表（２）、適用上限は5kg）。

この商品の販売時に課せられる計量法上の義務については、【全般－５】の回答を（らっきょう漬け以外の小切り又は細刻していないものは【全般－４】の回答を）参照してください。

【分類－7】甘酢しょうが漬け（しょうがを平切りにしたものを甘酢に漬けたもの）の内容量表記はどのように行うのか。

〔答〕

しょうが漬けは法第12条第1項の政令で定める特定商品として、政令別表第1第5号の「野菜（未成熟の豆類を含む。）及びその加工品（漬物以外の塩蔵野菜を除く。）」に分類されるので、5g以上5kg以下のものを質量により法定計量単位を示して販売する場合は、量目公差を超えないように計量する必要があります。

また、しょうが漬けは法第13条第1項の政令で定める特定商品として、政令第5条第1項第3号に規定されています。したがって、5g以上5kg以下のものを密封して販売する場合は、必ず量目公差を超えないように質量により計量をして、その内容量を表記する必要があります。

また、しょうが漬けの場合、通常は液汁を食すことはないので、液汁は除いて計量してください。

（参考）農産物漬物の計量方法

URL→ [http://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno\\_infra/00\\_download/14\\_tokuteisyohuin\\_keiryohuhoutou.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/00_download/14_tokuteisyohuin_keiryohuhoutou.pdf)（このPDFの3/5ページ以降）

【分類－8】ザーサイを販売するとき、計量法ではどのような義務がかかるのか。

〔答〕

1. ザーサイのうち、塩、香辛料又は調味液に漬けられたものは、法第13条第1項の政令で定める特定商品（政令第5条特定商品）に該当します（政令別表第1第5号（野菜）の（3）（漬物）、政令第5条第3号に該当。特定物象量は「質量」。適用される量目公差表は表（2）、適用上限は5kg）。この商品の販売時に課せられる計量法上の義務については【全般－5】の回答を参照してください。
2. ザーサイのうち、油で炒める等の調理がされたものは、法第12条第1項の政令で定める特定商品（政令第1条特定商品）に該当します（政令別表第1第21号調理食品の（2）（（1）に掲げるもの以外のもの）。ただし、缶詰及び瓶詰は政令第5条第15号に該当。特定物象量は「質量」。適用される量目公差表は表（2）、適用上限5kg）。この商品の販売時に課せられる計量法上の義務については【全般－4】（缶詰及び瓶詰は【全般－5】）の回答を参照してください。

【分類－9】にんにくを高温・多湿の環境下で発酵・熟成させたもの（一般的に「黒にんにく」と呼ばれるもの）は、特定商品に該当するのか。

〔答〕

にんにくを高温・多湿の環境下で発酵・熟成させたものは、法第12条第1項の政令で定める特定商品（政令第1条特定商品）に該当します（政令別表第1第5号（野菜）の（4）（（2）又は（3）に掲げるもの以外の加工品）に該当。特定物象量は「質量」。適用される量目公差表は表（1）、適用上限は5kg）。この商品の販売時に課せられる計量法上の義務については【全般－4】の回答を参照してください。

【分類－10】 えごまの葉、あわ、ひえ を販売するとき、計量法ではどのような義務がかかるのか。

[答]

1. えごまの葉（生鮮品）は、法第12条第1項の政令で定める特定商品（政令第1条特定商品）に該当しません（政令別表第1第5号（野菜）の（1）（生鮮のもの及び冷蔵したもの）に該当。特定物象量は「質量」。適用される量目公差表は表（2）、適用上限は10kg）。この商品の販売時に課せられる計量法上の義務については【全般－4】の回答を参照してください。
2. あわ・ひえは、特定商品以外の商品（非特定商品）です。これらの商品の販売時に課せられる計量法上の義務については【全般－6】の回答を参照してください。

【分類－11】 柿の葉（摘み取って包装したもの。主にお茶用。）を販売するとき、計量法ではどのような義務がかかるのか。

[答]

柿の葉は、特定商品以外の商品（非特定商品）です。非特定商品の販売時に課せられる計量法上の義務については【全般－6】の回答を参照してください。

ただし、柿の葉を加工し、飲用に供するもの（飲料を除く）については、法第13条第1項の政令で定める特定商品（政令第5条特定商品）に該当します（政令別表第1第8号（茶）、政令第5条第1号に該当。特定物象量は「質量」。適用される量目公差表は表（1）、適用上限は5kg）。茶の販売時に課せられる計量法上の義務については【全般－5】の回答を参照してください。

【分類－12】 こんにゃくは特定商品に該当するのか。

[答]

こんにゃくは、特定商品以外の商品（非特定商品）です。

この商品の販売時に課せられる計量法上の義務については【全般－6】の回答を参照してください。



**【分類－13】** 梅酒うめ（酒に漬けた梅だけを包装・販売する場合）や干しうめ（うめ干しを乾燥・味付けした菓子）は、特定商品に該当するのか。

[答]

1. 梅酒うめは、法第12条第1項の政令で定める特定商品（政令第1条特定商品）に該当しません（政令別表第1第6号（果実及びその加工品）の（3）（（2）に掲げるもの以外の加工品）に該当。特定物象量は「質量」。適用される量目公差表は表（1）、適用上限は5kg）。この商品の販売時に課せられる計量法上の義務については【全般－4】の回答を参照してください。
2. 干しうめは、法第13条第1項の政令で定める特定商品（政令第5条特定商品）に該当しません（政令別表第1第6号（果実及びその加工品）の（2）（漬物）、政令第5条第1号に該当。特定物象量は「質量」。適用される量目公差表は表（2）、適用上限は5kg）。この商品の販売時に課せられる計量法上の義務については【全般－5】の回答を参照してください。

**【分類－14】** リンゴのコンポート（カットしたリンゴを砂糖で煮たもの）は、特定商品に該当するのか。

[答]

コンポートは、法第12条第1項の政令で定める特定商品（政令第1条特定商品）に該当しません（政令別表第1第6号（果実）の（3）（（2）に掲げるもの以外の加工品）に該当。特定物象量は「質量」。適用される量目公差表は表（1）、適用上限は5kg）。

この商品の販売時に課せられる計量法上の義務については【全般－4】の回答を参照してください。

**【分類－15】** ハーブ茶、ドクダミ茶、薬草茶を販売するとき、計量法ではどのような義務がかかるのか。

[答]

政令別表第1第8号の「茶」は、「植物の葉を加工し、飲用に供するもの（飲料を除く）。」をいいます。したがって、ハーブ茶、ドクダミ茶、薬草茶は、いずれも法第13条第1項の政令で定める特定商品（政令第5条特定商品）に該当しません（政令別表第1第8号（茶）、政令第5条第1号に該当。特定物象量は「質量」、適用される量目公差は表（1）、適用上限は5kg）。

これらの商品の販売時に課せられる計量法上の義務については【全般－5】の回答を参照してください。

【分類－16】米粉めんを販売するとき、計量法ではどのような義務がかかるのか。

[答]

米粉めんは、法第12条第1項の政令で定める特定商品（政令第1条特定商品）に該当します（政令別表第1第10号（めん類）に該当。特定物象量は「質量」。適用される量目公差表は表（2）、適用上限は5kg）。この商品の販売時に課せられる計量法上の義務については【全般－4】の回答を参照してください。

また、米粉めんのうち「ゆでめん又はむしめん以外のもの」は法第13条第1項の政令で定める特定商品（政令第5条特定商品）に該当します（政令第5条第8号に該当）。この商品の販売時に課せられる計量法上の義務については【全般－5】の回答を参照してください。

【分類－17】きりたんぼ や ちくわぶ を販売するとき、計量法ではどのような義務がかかるのか。

[答]

きりたんぼ も ちくわぶ も、法第13条第1項の政令に定める特定商品（政令第5条特定商品）に該当します（政令別表第1第11号（穀類加工品）、政令第5条第1号に該当。特定物象量は「質量」。適用される量目公差表は表（1）、適用上限は5kg）。この商品の販売時に課せられる義務については【全般－5】の回答を参照してください。

【分類－18】政令別表第1第12号「菓子類」とは、具体的にどのような商品をいうのか。

[答]

社会通念上「菓子」と認識されているもので、具体的には日本標準商品分類に記載されているものと同じです。

なお、

- i) 農水産物の極めて簡易な加工を行うもの（例：焼きいも、いり豆、乾燥果実）、
  - ii) 主として副食として使用するもの（例：ジャム、クリーム）、
  - iii) 二次加工品の原料となるもの（例：水飴、あん類、もなかの殻）
- はいずれも第12号菓子類に含まれません。

【分類-19】 栄養調整食品（クッキーに似たもの。材料は、大豆粉、ビタミン、ミネラル、砂糖など。）は、特定商品に該当するのか。

[答]

クッキーに類似とのことで、社会通念上の菓子に該当するものであれば、政令別表第1 第12号菓子類（ビスケット類）に該当します（特定物象量は「質量」。適用される量目公差表は表（1）、適用上限は5kg）。この商品の販売時に課せられる計量法上の義務については【全般-4】の回答を参照してください。

また、ビスケット類のうち、ナッツ類、クリーム、チョコレート等をはさみ、入れ、又は付けておらず、1個あたりの質量が3g未満のものは、法第13条第1項の政令で定める特定商品（政令第5条特定商品）に該当します（政令第5条第9号（1）に該当）。この商品の販売時に課せられる計量法上の義務については【全般-5】の回答を参照してください。

【分類-20】 キャンデーの内容量表記はどのように行うのか。

[答]

キャンデーは、法第12条第1項の政令で定める特定商品（政令第1条特定商品）に該当し、5g以上5kg以下のものを質量により法定計量単位を示して販売する場合は、量目公差を超えないように計量する必要があります（政令別表第1 第12号（菓子類）に該当。特定物象量は「質量」。適用される量目公差表は表（1）、適用上限は5kg）。

また、キャンデー1個の質量が3g未満のもの（ナッツ類など他の素材を付けたもの等は含まない。）は、法第13条第1項の政令で定める特定商品（政令第5条特定商品）に該当し、5g以上5kg以下のものを密封して販売するときは、必ず量目公差を超えないように質量により計量をして、その内容量を表記する必要があります（政令第5条第9号（1）に該当）。

政令第1条特定商品の販売時に課せられる計量法上の義務については【全般-4】の回答を、

政令第5条特定商品の販売時に課せられる計量法上の義務については【全般-5】の回答を

それぞれ参照してください。

【分類-21】 キャンデーの周りにミント等のパウダーをまぶしたものは、1個3g未満であれば表記義務がかかるのか。

[答]

キャンデーの周りにミント等のパウダーをまぶしたものは、1個3g未満であれば法第13条第1項の政令で定める特定商品（政令第5条特定商品）に該当し、密封販売時はグラム表記の義務が課せられます。

パウダーをまぶしたものは、政令第5条第9号（一）の「ナッツ類、クリーム、チョコレート等をはさみ、入れ、又は付けたもの」には該当しません。

【分類-22】グミ（板状）を販売するとき、計量法ではどのような義務がかかるのか。

[答]

グミは、法第12条第1項の政令で定める特定商品（政令第1条特定商品）に該当します（政令別表第1第12号（菓子類）のキャンデー類に該当。特定物象量は「質量」。適用される量目公差表は表（1）、適用上限は5kg）。この商品の販売時に課せられる義務については【全般-4】の回答を参照してください。

また、グミのうち、ナッツ類、クリーム、チョコレート等をはさみ、入れ、又は付けたものを除き、1個の質量が3g未満のものを密封して販売するときは、グミの形状（板状か粒状か）によらず、法第13条第1項の政令で定める特定商品（政令第5条特定商品）に該当します。この商品の販売時に課せられる義務については【全般-5】の回答を参照してください。

【分類-23】ライスバー（菓子）を販売するとき、計量法ではどのような義務がかかるのか。

[答]

ライスバーは、法第12条第1項の政令で定める特定商品（政令第1条特定商品）に該当します（政令別表第1第12号（菓子類）に該当。特定物象量は「質量」。適用される量目公差表は表（1）、適用上限は5kg）。この商品の販売時に課せられる計量法上の義務については【全般-4】の回答を参照してください。

【分類-24】プラカップ入りプリン（ビニールの蓋で密封されたもの）を販売するとき、計量法ではどのような義務がかかるのか。

[答]

プリンは政令別表第1第12号菓子類（洋生菓子）に分類され、法第12条第1項の政令に定める特定商品（政令第1条特定商品）に該当しますが、プリンのうち法第13条第1項の政令に定める特定商品（政令第5条特定商品）に該当するのは「缶入りのもの」に限られています（政令第5条第9号（四））。

プラカップ入りプリンの販売時に課せられる計量法上の義務については【全般-4】の回答を参照してください。

【分類-25】牛肉のアキレス腱は、特定商品に該当するのか。

[答]

牛のアキレス腱（生）は、法第13条第1項の政令に定める特定商品（政令第5条特定商品）に該当します（政令別表第1第13号（食肉）、政令第5条第1号に該当。特定物象量は「質量」。適用される量目公差表は表（1）、適用上限は5kg）。この商品の販売時に課せられる計量法上の義務については、【全般-5】の回答を参照してください。

【分類－26】豚足（ボイル、しょう油味付け）は、特定商品に該当するののか。

[答]

生の豚足を加熱し、味付けしたもの・しないもの（冷凍食品・レトルトパウチ食品に該当しないもの）は、法第12条第1項の政令に定める特定商品（政令第1条特定商品）に該当します（政令別表第1第21号（調理食品）の（2）（（1）に掲げるもの以外のもの）に該当。特定物象量は「質量」。適用される量目公差表は表（2）、適用上限は5kg）。この商品の販売時に課せられる計量法上の義務については【全般－4】の回答を参照してください。

【分類－27】牛脂、鶏がらは、特定商品に該当するののか。

[答]

1. 牛脂は、特定商品以外の商品（非特定商品）です。この商品の販売時に課せられる計量法上の義務については【全般－6】の回答を参照してください。
2. 鶏がら（生）は、法第13条第1項の政令で定める特定商品（政令第5条特定商品）に該当します（政令別表第1第13号（食肉）、政令第5条第1号に該当。特定物象量は「質量」。適用される量目公差表は表（1）、適用上限は5kg）。この商品の販売時に課せられる計量法上の義務については【全般－5】の回答を参照してください。

【分類－28】食用植物油を主原料とするホイップクリームは、特定商品に該当するののか。

[答]

食用植物油を主原料とするホイップクリームは、特定商品以外の商品（非特定商品）です。

この商品の販売時に課せられる計量法上の義務については【全般－6】の回答を参照してください。

【分類－29】珍味（さきいか）を販売するとき、計量法ではどのような義務がかかるののか。

[答]

さきいかは、法第12条第1項の政令に定める特定商品（政令第1条特定商品）に該当します（政令別表第1第16号（いか）の（2）（調味加工品）に該当。特定物象量は「質量」。適用される量目公差表は表（2）、適用上限は5kg）。

この商品の販売時に課せられる計量法上の義務については、【全般－4】の回答を参照してください。

**【分類－30】** 法令解釈運用B 1（3）冷凍食品の定義に規定されている「前処理」とは、具体的にどのような処理を意味するのか。カニの足をばらす場合も「前処理」に含まれるか。

[答]

法令解釈運用B 1（3）の「前処理」とは「選別、洗浄、不可食部の除去、整形等」の行為を意味します。

カニの足をばらす行為も「整形等」に含まれると解釈して差し支えなく、当該商品が法令解釈運用B 1（3）の定義に当てはまる場合は冷凍食品に該当します。

**【分類－31】** 魚（にしん等）を単にしょう油に漬けたものを販売するとき、計量法ではどのような義務がかかるのか。

[答]

政令第5条第13号（2）の「ぬか、かす等に漬けたもの」とは、「水産物を、ぬか、みそ、こうじ、しょう油、酒粕、米飯（なれずし）<sup>(※)</sup>、酢、アルコール等につけたものであって、つけた水産物が発酵しているもの。」をいいます。

魚を単にしょう油に漬けたものであり、魚の発酵又は熟成が伴わない場合は、「ぬか、かす等に漬けたもの」には該当せず、法第12条第1項の政令で定める特定商品（政令第1条特定商品）に該当します（政令別表第1第16号（魚）の（2）（調味加工品）に該当。特定物象量は「質量」。適用される量公差表は表（2）、適用上限は5kg）。この商品の販売時に課せられる計量法上の義務については、**【全般－4】**の回答を参照してください。

（※）いわゆる寿司（水産物とともに米飯を食するもの）は、政令別表第1第16号ではなく、同表第21号（調理食品）に分類されます。

**【分類－32】** あじの油漬け（レトルトパウチによる包装がされたもの）を販売するとき、計量法ではどのような義務がかかるのか。

[答]

あじの油漬け（レトルトパウチによる包装がされたもの）は、法第13条第1項の政令に定める特定商品（政令第5条特定商品）に該当します（政令別表第1第21号（調理食品）の（2）（（1）に掲げるもの以外のもの）、政令第5条第15号（レトルトパウチ食品）に該当。特定物象量は「質量」。適用される量目公差表は表（2）、適用上限は5kg）。

この商品の販売時に課せられる計量法上の義務については**【全般－5】**の回答を参照してください。

【分類－33】 あじの南蛮漬け（あじを揚げたものの酢漬け）を販売するとき、計量法ではどのような義務がかかるのか。

[答]

あじの南蛮漬け（あじを揚げたものの酢漬け。冷凍食品・レトルトパウチ食品に該当しないもの。缶詰・瓶詰以外のもの。）は、法第12条第1項の政令に定める特定商品（政令第1条特定商品）に該当します（政令別表第1第21号（調理食品）の（2）（（1）に掲げるもの以外のもの）に該当。特定物象量は「質量」。適用される量目公差表は表（2）、適用上限は5kg）。

この商品の販売時に課せられる計量法上の義務については【全般－4】の回答を参照してください。

【分類－34】 特定商品分類表（このQ&A集の【参考－2】）の第16号（1）に記されている「えび類」とは、たいしょうえび 及び くるまえび だけをいうのか。

[答]

たいしょうえび・くるまえび以外のえび類も第16号（1）冷凍魚介類の「えび類」に含まれ、法第13条第1項の政令で定める特定商品（政令5条特定商品）に該当します。

なお、いせえび・うちわえび・ざりがに類（ロブスターを含む）については「えび類」には含まれず、その冷凍品も「冷凍えび類」には該当せず、「その他の冷凍魚介類」に分類される政令第1条特定商品です。

【分類－35】 子持ちこんぶを販売するとき、計量法ではどのような義務がかかるのか。

[答]

子持ちこんぶ（ニシンにより卵が産みつけられた昆布）は、

- ・塩漬けされたものは、法第12条第1項の政令で定める特定商品（政令第1条特定商品）に該当します（政令別表第1第16号（魚（魚卵を含む。））の（3）（（2）に掲げるもの以外の加工品）に該当。特定物象量は「質量」。適用される量目公差表は表（1）、適用上限は5kg）。
- ・塩以外の味付けがされたものは、法第12条第1項の政令で定める特定商品（政令第1条特定商品）に該当します（政令別表第1第16号（魚（魚卵を含む。））の（2）（その他の調味加工品）に該当。適用される量目公差表は表（2）、適用上限は5kg）。

これらの商品の販売時に課せられる計量法上の義務については【全般－4】の回答を参照してください。

**【分類－36】** 冷凍わかめを販売するとき、計量法ではどのような義務がかかるのか。

[答]

1. 「冷凍わかめ」のうち、法令解釈運用B 1（3）の冷凍食品の定義に該当するものは、法第13条第1項の政令で定める特定商品（政令第5条特定商品）に該当します（政令別表第1第17号（海藻）、政令第5条第14号（生鮮のもの、冷蔵したもの、干しのり又はのりの加工品以外のもの）に該当。特定物象量は「質量」。適用される量目公差表は表（2）、適用上限5kg）。この商品の販売時に課せられる計量法上の義務については【全般－5】の回答を参照してください。
2. 「冷凍わかめ」のうち、法令解釈運用B 1（3）の冷凍食品の定義に該当しない凍結品（冷凍品）は、法第12条第1項の政令で定める特定商品（政令第1条特定商品）に該当します（政令別表第1第17号（海藻）に該当。適用される量目公差表は表（2）、適用上限5kg）。この販売時に課せられる計量法上の義務については【全般－4】の回答を参照してください。

**【分類－37】** こんぶ巻を販売するとき、計量法ではどのような義務がかかるのか。また、こんぶの中の具材の有無やその品目に応じてかかる義務が変わるのか。

[答]

こんぶ巻については次のとおりです。

1. こんぶのみ使用されているもの（いわゆる「むすびこんぶ」）は、法第13条第1項の政令で定める特定商品（政令第5条特定商品）に該当します（政令別表第1第17号（海藻の加工品）、政令第5条第14号に該当。特定物象量は「質量」。適用される量目公差表は表（2）、適用上限は5kg）。この商品の販売時に課せられる計量法上の義務については【全般－5】の回答を参照してください。
2. こんぶの中に具材を入れたものや、かんぴょう等で巻いたものは、法第12条第1項の政令で定める特定商品（政令第1条特定商品）に該当します（政令別表第1第21号（調理食品）の（2）（（1）に掲げるもの以外のもの）に該当。適用される量目公差表は表（2）、適用上限は5kg）。この商品の販売時に課せられる計量法上の義務については【全般－4】の回答を参照してください。



【分類－38】政令別表第1第18号の「うま味調味料」、「風味調味料」とは具体的にどのような商品をいうのか。

[答]

「うま味調味料」は、旧来の化学調味料に相当する、グルタミン酸ソーダ、核酸系調味料及び複合うま味調味料を意味します。

「風味調味料」は、食品表示基準における定義と同じく、「調味料（アミノ酸等）及び風味原料に砂糖類食塩等（香辛料を除く。）

を加え、乾燥し、粉末状、顆粒状等にしたものであって、調理の際風味原料の香り及び味を付与するもの」と定義されます。

なお、政令別表第1第18号には、食用植物油を除き、固形状、半固形状（ペースト状）、顆粒又は粉末状のものが該当し、液体状の調味料は第18号に含まれません。

【分類－39】

1. 政令別表第1第18号の「みそ」には、調味みそは含まれるのか。
2. 政令別表第1第18号の「みそ」には、即席みそ汁（具材が混合されたもの）、フリーズドライみそ汁（具材が混合されたもの）は含まれるのか。

[答]

1. 政令別表第1第18号の「みそ」の定義は、食品表示基準や公正競争規約における「みそ」の定義と同じです。この定義にあてはまる「調味みそ」は、同表第18号の「みそ」に含まれ、法第13条第1項の政令で定める特定商品（政令第5条特定商品）に該当します（政令第5条第1号に該当。特定物象量は「質量」。適用される量目公差表は表（1）、適用上限は5kg）。この商品の販売時に課せられる計量法上の義務については【全般－5】の回答を参照してください。
2. 即席みそ汁（具材が混合されたもの）やフリーズドライみそ汁（具材が混合されたもの）は、いずれも政令別表第1の第18号ではなく第21号調理食品に分類され、法第12条第1項の政令で定める特定商品（政令第1条特定商品）に該当します（政令別表第21号（調理食品）の（2）（（1）に掲げるもの以外のもの）に該当。特定物象量は「質量」。適用される量目公差表は表（2）、適用上限は5kg）。この商品の販売時に課せられる計量法上の義務については【全般－4】の回答を参照してください。

【分類－40】ごま油、やし油は、特定商品に該当するのか。

[答]

ごま油 及び やし油は、法第13条第1項の政令に定める特定商品（政令第5条特定商品）に該当します（政令別表第1第18号（食用植物油脂）、政令第5条第1号に該当。特定物象量は「質量」。適用される量目公差表は表（1）、適用上限は5kg）。

これらの商品の販売時に課せられる計量法上の義務については【全般－5】の回答を参照してください。

【分類-41】食用のオリーブオイルやココナッツオイルを販売するとき、計量法ではどのような義務がかかるのか。

[答]

食用のオリーブオイル、ココナッツオイルともに、法第13条第1項の政令に定める特定商品（政令第5条特定商品）に該当します（政令別表第1第18号（食用植物油脂）、政令第5条第1号に該当。特定物象量は「質量」。適用される量目公差表は表（1）、適用上限は5kg）。

これら商品の販売時に課せられる計量法上の義務については【全般-5】の回答を参照してください。

【分類-42】しょっつる（魚しょう）は、特定商品に該当するのか。

[答]

しょっつる（魚しょう）は、特定商品以外の商品（非特定商品）です。この商品の販売時に課せられる計量法上の義務については【全般-6】の回答を参照してください。

【分類-43】政令別表第1第19号の「ソース」とは、具体的にどのような商品进行うのか。

[答]

政令別表第1第19号の「ソース」に該当する商品として、少なくとも食品表示基準及び公正競争規約において明確に定義されている次の商品は該当します。

- ・ウスターソース類（ウスターソース、中濃ソース、濃厚ソース）
- ・ドレッシング（半固体状ドレッシング（マヨネーズ、サラダクリーミードレッシング）、乳化液状ドレッシング、分離液状ドレッシング）
- ・ドレッシングタイプ調味料
- ・サラダ用調味料

これらの商品は、法第13条第1項の政令で定める特定商品（政令第5条特定商品）に該当します（政令第5条第1号に該当。特定物象量は「質量」又は「体積」。適用される量目公差表は表（1）又は表（3）、適用上限は5kg）。この商品の販売時に課せられる計量法上の義務については【全般-5】の回答を参照してください。

以上の商品に該当しない「ソース」の名称をもつ商品の分類例は、次のとおりです。

- ・お好み焼きソース、たこ焼きソース → 政令別表第1第19号（ソース）、政令第5条第1号
- ・トマトソース、チリソース → 政令別表第1第5号（2）（トマト加工品）、政令第5条第1号
- ・パスタソース → 政令別表第1第21号（調理食品（レトルトパウチ包装されたものはレトルトパウチ食品（政令第5条第15号）に該当）
- ・キャラメルソース、チョコレートソース → 特定商品以外の商品（非特定商品）

【分類－44】 次の商品は特定商品に該当するのか。

- ・ ぽん酢しょうゆ（柑橘類の果汁にしょう油やだし汁を加えた液体調味料）
- ・ 調味酢（食酢に食塩、糖類、調味料、だしなどを調合した液体調味料）
- ・ 料理酒（食塩で不可飲処置を施された、飲用としては用いられない料理専用の日本酒）
- ・ みりん風調味料（アルコール1%未満で糖類、アミノ酸、有機酸などを調合した液体調味料）

[答]

1. ぽん酢しょうゆ、料理酒、及びみりん風調味料 は、特定商品以外の商品（非特定商品）です。これらの商品の販売時に課せられる計量法上の義務については【全般－6】の回答を参照してください。

2. 調味酢は、食品表示基準・公正競争規約の「食酢」の定義に当てはまる場合は、法第13条第1項の政令で定める特定商品に該当します（政令別表第1第20号（食酢）、政令第5条第1号に該当。特定物象量は「体積」、適用される量目公差は表（3）、適用上限は5L）。販売時に課せられる計量法上の義務については【全般－5】の回答を参照してください。

この「食酢」の定義に当てはまらない場合は、特定商品以外の商品（非特定商品）です。販売時に課せられる計量法上の義務については【全般－6】の回答を参照してください。

【分類－45】 冷凍やきいもは、特定商品に該当するのか。

[答]

冷凍やきいもは、法第13条第1項の政令で定める特定商品（政令第5条特定商品）に該当します（政令別表第1第21号（調理食品）の（2）（（1）に掲げるもの以外のもの）、政令第5条第15号（調理冷凍食品）に該当。適用される量目公差表は表（2）、適用上限は5kg）。

この商品の販売時に課せられる計量法上の義務については、【全般－5】の回答を参照してください。

**【分類－46】** 政令第5条第15号の「チルド食品」とは、どのような商品をいうのか。

[答]

政令第5条第15号「チルド食品」は、日本標準商品分類における「チルド食品」(7532)の細分類である「ハンバーグ」(75321)、「ミートボール」(75322)、「ギョウザ」(75323)、「シュウマイ」(75324)及び「春巻」(75325)の5品目に限定されます(「その他のチルド食品」(75329)は政令第5条第15号の範囲外。なお、ぱおずは「ギョウザ」(75323)に含まれます)。

また、チルドのハンバーグ、ミートボール、ギョウザ、シュウマイ及び春巻の定義については、食品表示基準 別表第3に規定される内容と同じです。

なお、政令第5条第15号「チルド食品」の管理温度帯として明示できるものは特にありません。チルドの定義(温度帯)については業界や分野によって様々な解釈・運用がされており、例えば $-5^{\circ}\text{C}$ ～ $+5^{\circ}\text{C}$ あるいは $0^{\circ}\text{C}$ ～ $10^{\circ}\text{C}$ で冷蔵されているものを、いずれも政令第5条第15号の「チルド食品」と解釈して差し支えありませんが、その対象品目は上記のとおり5品目に限定されます。

**【分類－47】** 透明なフィルムで真空パックしたものは、政令第5条第15号の「レトルトパウチ食品」に該当するのか。

[答]

透明なフィルムを用いたもの(遮光性が確保されていないもの)は、政令第5条第15号の「レトルトパウチ食品」には該当しません。法第12条第1項の政令で定める特定商品に該当します。この商品の販売時に課せられる計量法上の義務については【全般－4】の回答を参照してください。

**【分類－48】** 弁当類(米飯類)の内容量表記はどのように行うのか。

[答]

弁当、白飯、チャーハンなどは、法第12条第1項の政令で定める特定商品に該当しますので(政令別表第1第21号「調理食品」に該当)、5g以上5kg以下のものを質量により法定計量単位を示して販売する場合は、量目公差を超えないように計量する必要があります。

なお、これらが冷凍されているものについては、同政令第5条第15号で法第13条の特定商品として規定されているので、5g以上5kg以下のものを密封して販売する場合は、必ず量目公差を超えないように質量により計量をして、その内容量を表記する必要があります。

**【分類－49】** 水産物つくだに は、特定商品に該当するのか。

[答]

水産物つくだには、法第 13 条第 1 項の政令に定める特定商品（政令第 5 条特定商品）に該当します（政令別表第 1 第 22 号（つくだに）、政令第 5 条第 1 号に該当。特定物象量は「質量」。適用される量目公差表は表（1）、適用上限は 1 kg）。

この商品の販売時に課せられる計量法上の義務については、【全般－5】の回答を参照してください。

**【分類－50】** 果実飲料原料は、特定商品に該当するのか。

[答]

果実飲料原料は、特定商品以外の商品（非特定商品）です。

この商品の販売時に課せられる計量法上の義務については【全般－6】の回答を参照してください。

**【分類－51】** スポーツ前後等に飲用するゼリーは、特定商品に該当するのか。

[答]

ゼリー飲料は、法第 13 条第 1 項の政令に定める特定商品（政令第 5 条特定商品）に該当します（政令別表第 1 第 23 号（飲料（医療用のものを除く。）の（1）（アルコールを含まないもの）、政令第 5 条第 1 号に該当。特定物象量は「質量」又は「体積」。適用される量目公差表は表（1）又は表（3）、適用上限は 5 kg 又は 5 L）。

この商品の販売時に課せられる計量法上の義務については【全般－5】の回答を参照してください。

**【分類－52】** シロップは、特定商品に該当するのか。

[答]

シロップは、特定商品以外の商品（非特定商品）です（政令別表第 1 の第 7 号砂糖（液糖）又は第 23 号清涼飲料水に該当するものを除く）。

この商品の販売時に課せられる計量法上の義務については【全般－6】の回答を参照してください。

**【分類－53】** 家庭用洗濯糊剤は、特定商品に該当するのか。

[答]

家庭用洗濯糊剤は、特定商品以外の商品（非特定商品）です。

この商品の販売時に課せられる計量法上の義務については【全般－6】の回答を参照してください。

**【分類－54】** 粉末状、錠剤のサプリメント（健康食品、栄養補助食品、栄養機能食品）は特定商品に該当するのか。

[答]

健康食品等の呼称や粉末状・錠剤であることをもって「特定商品に該当しない」とは言えず、政令別表第1及び政令第5条の特定商品（加工品）に該当するものかどうかを個々の商品毎に判断する必要があります。

**【分類－55】** 結晶果糖は、特定商品に該当するのか。

[答]

結晶果糖は、特定商品以外の商品（非特定商品）です。

この商品の販売時に課せられる計量法上の義務については【全般－6】の回答を参照してください。

**【分類－56】** 肉や魚等をペット用として販売するとき、計量法ではどのような義務がかかるのか。

[答]

ペット用として販売される商品は、特定商品以外の商品（非特定商品）です。

この商品の販売時に課せられる計量法上の義務については【全般－6】の回答を参照してください。

**【分類－57】** 餃子の皮は、特定商品に該当するのか。

[答]

餃子の皮は、特定商品以外の商品（非特定商品）です。

この商品の販売時に課せられる計量法上の義務については【全般－6】の回答を参照してください。

**【分類－58】** 冷凍ゆで麺は、特定商品に該当するのか。

[答]

ゆで麺が冷凍食品として販売される場合は、政令別表第1第21号（2）調理冷凍食品に分類され、法第13条第1項の政令で定める特定商品（政令第5条特定商品）に該当します（特定物象量は「質量」。適用される量目公差表は表（2）、適用上限は5kg）。この商品の販売時に課せられる計量法上の義務については【全般－5】の回答を参照してください。

**【分類－59】** スープは【参考－2】特定商品分類表の様々なところに記載されている。スープの種類によって分類される品目が異なるのか。

[答]

スープについては、以下のとおり分類されます。

1. 野菜スープ（だし汁（broth）のようなもの）  
→ 政令別表第1 第5号 缶・瓶詰（政令第5条特定商品）  
又は その他の野菜加工品（政令第1条特定商品）
2. 肉のスープ（だし汁（broth）のようなもの）  
→ 政令別表第1 第13号 その他の肉製品（政令第5条特定商品）
3. 上記1.、2. 以外のスープ（冷凍食品又はレトルトパウチ食品以外のもの。  
フリーズドライ食品を含む。）  
→ 政令別表第1 第19号 スープ（政令第5条特定商品）
4. 上記1.、2. 以外のスープ（冷凍食品又はレトルトパウチ食品）  
→ 政令別表第1 第21号 調理冷凍食品又はレトルトパウチ食品（政令第5条特定商品）。

【分類-60】ホールケーキ、ショートケーキ、クレープ等を冷凍した場合、【参考-2】特定商品分類表の第21（2）調理冷凍食品（密封販売時は質量の表記義務あり）に該当するのか、あるいは同表の第12号菓子類（表記義務なし）に該当するのか。

[答]

ホールケーキやショートケーキ、クレープ等が冷凍食品として販売される場合は、第21号（2）調理冷凍食品に分類され、法第13条第1項の政令で定める特定商品（政令第5条特定商品）に該当します。

ただし、冷凍食品に該当しない冷凍品（ $-15^{\circ}\text{C}$ より高い温度で保存、流通するもの等）は、同表第12号の菓子類に該当します（冷凍食品の定義については【分類-1】の回答を参照のこと）。

【分類-61】

1. 政令第5条第9号（5）「細工ものを除く」の「細工もの」とは、どのような商品を意味するのか。
2. チョコレートの表面に生姜等のパウダーが付いたもの、チョコレートに果実等の粉を混ぜたものは、密封販売時に表記義務がかかるのか。

[答]

1. チョコレートは、「ナッツ類、キャンデー等を入れ、若しくは付けたもの」を除き、原則、グラム表記義務が課せられます。政令第5条第9号（5）「細工ものを除く」の「細工もの」とは、商品1粒（1個、1枚）当たりの量の確定（材料の押し出し、モールドへの充填や切断等）が手作業で行われるもの（正確な量の材料を押し出し・充填・切断できる機械を使用していないもの）、と解釈します。
2. チョコレートの表面に生姜等のパウダー（粉末のこと。破碎されたものではない）が付いた商品は、政令第5条第9号（五）の「ナッツ類、キャンデー等」には該当

せず、政令第5条特定商品に該当します。したがって、密封販売時に特定物象量の表記義務が課せられます。

**【分類－62】** 政令別表第1第21号の調理食品とは、具体的にどのような商品进行うのか。

[答]

政令別表第1第21号の調理食品とは、簡便な調理をし、又はしないで食することができる食品のうち、同表の他の号に含まれるものを除いた食品をいいます。調理食品の「調理」とは、農林水産物に調味、成形、加熱、異なる材料の混合等を行うことを意味します。

また、上記の「簡便な調理」には、加熱する、焼く、切る、混ぜる、水・湯等を加える、等の行為も含まれます。

調理食品の範囲は広範ですが、上記の定義に当てはまる食品であっても特定商品以外の商品（非特定商品）であるものも存在しますので、商品分類の判断に迷うときは経済産業省計量行政室までお問い合わせください。

さらに、第21号「その他の調理食品」のうち、法第13条の政令で定める特定商品（政令第5条特定商品）に該当する「調理冷凍食品」及び「レトルトパウチ食品」について、これらの商品は急速冷凍やレトルトパウチ包装（以下「急速冷凍等」という。）が施される前の常温又は未包装の状態第21号に分類される調理食品に限定されません。つまり、めん類（第10号）やプリン、ケーキなどの菓子類（第12号）、スープ類やソース類（第19号）など、常温又は未包装の状態第21号以外の号に分類される特定商品であっても、それに急速冷凍等が施された場合は、第21号の「調理冷凍食品」又は「レトルトパウチ食品」に分類されます。ただし、パンなどの非特定商品に急速冷凍等が施されたとしても、それは非特定商品です。

**【分類－63】**

1. 調理パンは、第21号調理食品に該当するのか。
2. 食パン、菓子パン、イーストドーナツなどは、特定商品か。

[答]

1. 調理パンは特定商品以外の商品（非特定商品）です。

この商品の販売時に課せられる計量法上の義務については【全般－6】の回答を参照してください。

2. 食パン、菓子パン、イーストドーナツは、非特定商品であり、これらが冷凍食品として販売される場合も同様に非特定商品です。

**【分類－64】** 食品添加物は、特定商品に分類されるのか。

[答]

その商品が専ら添加物としての用途で販売される場合は、特定商品以外の商品（非特定商品）です。